

海外当局による是正措置 概要一覧

事例 No.	国・地域	当局名	案件名	単独行為/共同行為の別	違反行為の類型	違反行為の概要	是正措置の時期	是正措置の類型	是正措置の概要	是正措置の趣旨	備考
1	欧州	欧州委員会	COMP/C-3/37.990 - Intel	単独行為	市場支配的地位の濫用	インテルは、2002年～2007年の期間、x86系CPU市場において支配的地位を有しており、その顧客であるDell、HP、Acer、NEC、IBM、レノボの大手OEMメーカー6社との間で、以下の2つの補強的関係にある排他的な契約を結んだところ、これは市場支配的地位の濫用に該当し、EC条約第82条に違反する。 ①条件付リベート：OEMがCPU需要の全てあるいはほぼ全てを購入することを条件としたリベート供与 ②Naked Restriction：OEMがAMDベースの製品の発売を延期又は中止すること、及び/又はAMDベースの製品の流通に制限を設けることを条件とした支払い	2009年5月13日 (決定文)	決定	①特定された侵害が続いている限り、インテルはそのような侵害を終わらせ、今後も、本決定に記載されたものと同一又は類似の目的若しくは効果を持ついかなる行為も行わない（決定書本文IX.1節500頁。以下同様）。 ②顧客や商業パートナーとの商業上の取り決めに不確実性がない（例えば、当該取り決めの全条件が書面化され、当該書面化された条件が関連取り決めの全容を構成するという保証が存在しうる）場合、インテルの将来の条約第82条の遵守は容易になるであろう。 (NERA：②は文言上は命令ではないが、実質的には命令であると考えられる。) (参考) 決定書本文IX.1節500頁1756パラ原文 "In addition, Intel's future compliance with Article 82 of the Treaty would be facilitated if there were no uncertainty in its commercial arrangements with its customers and commercial partners (for instance, the full terms of such arrangements could be written down, and there could be a warranty that such written terms constitute the full nature of the relevant arrangements)."	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	
2	欧州	欧州委員会	CASE AT.39985 - MOTOROLA - ENFORCEMENT OF GPRS STANDARDS ESSENTIAL PATENTS	単独行為	市場支配的地位の濫用	モトローラは、2011年10月4日から2012年5月29日までの期間、一般パケット無線サービス(GPRS)の標準設定プロセスに参加し、また、FRAND条件でGPRS標準必須特許(GPRS SEP)をライセンスすることを欧州通信規格協会(ETSI)に確約していた。 モトローラは、上記の状況において、AppleがFRAND条件でのライセンスを望んでいなかったという客観的な正当性がないにもかかわらず、iPhone 4SがCudak GPRS SEP(データパケットの受信者に送信すべきデータ量の残量に関する情報を送信することに関する特許)を侵害しているとして、ドイツの裁判所に対し、Appleに対して差止命令を求め執行した。これは、EEA全域の、モトローラのCudak GPRS SEPが標準とするGPRS標準技術仕様規定されている技術のライセンスの市場における支配的地位濫用であり、TFEU第102条及びEEA協定第54条に違反する。	2014年4月29日 (決定文)	決定	①本決定により認定された侵害をまだ終わらせていない限り、終結させる(決定書本文15章96-97頁。以下同様。)。また、同一又は類似の目的・効果を有する行為や行動を繰り返さないようにしなければならない。 ②モトローラは、特に和解契約における以下の条項から生じる反競争的影響を排除すべきである。 ・第1項(3)：ロイヤリティの支払い対象となる「旧製品」にiPhone 4Sを明示的に含めること ・第4項(4)：Appleはドイツ法に基づきモトローラの損害賠償請求を認めること ・第7項(1)：Appleは、ライセンス特許に対して係争中の全ての無効申し立て、異議申し立て、あるいは実用新案取消請求から無条件で撤回する。また、Appleがライセンス特許に対して新たな無効申し立てを行い、異議申し立てを行い、あるいは実用新案取消請求を行った場合、モトローラは和解契約を終了させる権利を有すること	①モトローラの濫用行為は2012年5月29日に終了している。それにもかかわらず、欧州委員会は、特に以下の3つの理由から、侵害を認める決定を採択する正当な利益を有している(決定書本文553-556パラ)。 第一に、Appleとモトローラとの間の和解契約はまだ有効であり、その規定の一部がFRANDロイヤルティ率やAppleがモトローラに支払うよう命じられる損害賠償額に影響を与える可能性があるため、モトローラの侵害行為による反競争的影響の可能性は持続している。 第二に、SEP保有者による差止命令の請求と執行の合法性に関する欧州における判決がないことである。この問題を扱ってきた各国の裁判所は、実質的に異なる結果に至っている。 第三に、欧州委員会は、FRANDが付されたSEPをめぐる業界関係者間で現在進行中の多数の紛争に鑑み、侵害を認める決定を採択する正当な利益を有している。 (NERA：以上は是正措置自体の趣旨として述べられているものではなく、是正措置の前置きとして述べられている。第一の記載のみが是正措置の趣旨に直接関連しており、第二及び第三の記載については敢えて決定を出した趣旨であると考えられる。)	既往の事例。
3	欧州	欧州委員会	CASE AT.39759 - ARA Foreclosure	単独行為	支配的地位の濫用	オーストリアのアルトスタッフ・リサイクルング・オーストリア・アクティエンゲゼルシャフト(「ARA」)が、オーストリアにおける家庭用包装廃棄物の回収・リサイクル義務免責サービス市場において、潜在的な競合他社が複製不可能な家庭用回収インフラへのアクセスを拒否することにより、その支配的地位を濫用した。この侵害は、2008年3月1日から少なくとも2012年4月2日まで続いた。 オーストリアでは、商品の生産者は、顧客がその製品を使用することによって生じる包装廃棄物を回収し、リサイクルする法的義務(「生産者責任」)を負うが、ARAは商品の生産者に代わって、商品に使用された包装材を廃棄物として発生する場所で回収・リサイクルし免責する、リサイクル機関である。このシステムにより生産者は生産者責任を免除される。生産者は、包装廃棄物の回収・リサイクル義務免責サービスのためにライセンス料を支払う。ARAは、廃棄物容器や回収袋の提供、オーストリア全土の回収業者や自治体との契約ネットワークによる回収サービスからなる家庭用回収インフラ(「家庭用回収インフラ」)を構築している。家庭用回収インフラの大部分は回収業者及び自治体によって所有されているが、ARAが管理している。家庭用回収インフラは、個々の地域でもオーストリア全土でも重複することはできず、また、市場参入に不可欠であるにもかかわらず、ARAは、競合他社による家庭用回収インフラの共有使用に不当なアクセス条件を課した。	2016年9月20日 (決定文)	決定	侵害行為は既に終了したが、今後侵害が繰り返されないよう、ARAが今後、同一又は類似の効果をもたらす可能性のある行為を控えなければならない(決定書本文8章35頁。以下同様。)。 ARAが提案したように、ARAは、特定時期(非公表)までの売買契約を締結し、特定時期(非公表)まで所有していた家庭用回収インフラの一部(ケルンテン州の7地域とニーダーエスタライヒ州の3地域における、軽量かつ金属製の包装廃棄物を回収するためのコンテナ約10,000台)に対する法的所有権を、ARAとは独立の単一又は複数の買い手(コンテナが置かれている特定の地域で活動する自治体や収集家に限られる)に譲渡しなければならない(決定書本文8章35頁)。	ARAは、競合他社による家庭用回収インフラの共同利用を阻止するために2013年に改正されたドイツ廃棄物処理法(AWG2013)に関する法的不確実性を利用して、侵害が繰り返される危険性がある。ARAが所有する家庭用回収インフラの一部の分割は、最も直接的かつ効果的な拒否の手段を将来的に利用できなくなることを保証し、侵害が繰り返されないことを保証するために必要である(決定書本文140-145パラ。以下同様。)。 2013年に改正されたAWG2013は、ARAが所有する家庭用回収インフラについて、集荷業者レベルでの共同利用が求められた場合にARAに共同利用を認める義務があるかどうかについて明示的に述べていなかった。そのため、同法は、将来的にARAが共同利用を拒否するために利用される可能性がある。ARAが所有する家庭用回収インフラの一部を分割することにより、将来的にARAが所有する家庭用回収インフラの一部へのアクセスを拒否する可能性はなくなる。また、ARAが自社インフラを持たないのであれば、共同利用の法的義務がARAにあるかどうかという問題を、ARAは共同利用を拒否するために利用できない。 アクセスを拒絶した当時、ARAはコンテナの約5%を所有しており、2008年と2009年には50%以上の回収袋を直接調達していた。ARAがコンテナの5%しか所有していなかった年においても、ARAが家庭用回収インフラへのアクセスを拒否したことは、家庭用包装廃棄物の回収・リサイクル義務の免責サービス市場へのアクセスを妨げるのに十分であった。競合他社がシステムの認可を受けるためには回収サービスによって全国をカバーしていることを証明する必要があるため、限られた地域へのアクセスを持たないことは市場参入を妨げるのに十分であったからである。	既往の事例であるが、今後繰り返される可能性が高いことから(是正措置の趣旨参照)、是正措置が命じられたものと考えられる。
4	欧州	欧州委員会	CASE AT.39740 Google Search (Shopping)	単独行為	市場支配的地位の濫用	Googleは、欧州の13の地域において、最も早い地域で2008年1月から、最も遅い地域で2013年11月以降(地域ごとに異なる)、競合する比較ショッピングサービスを比較して自社の比較ショッピングサービスを一般検索結果ページに有利に配置・表示している。このことは、Googleが市場支配的地位にある一般検索サービスの市場及び比較ショッピングサービスの市場における支配的地位の濫用であり、TFEU第102条およびEEA協定第54条に違反する。	2017年6月27日 (決定文)	決定	①決定書の通知から90日以内に侵害を効果的に終結させる措置を実施しなければならない(決定書本文第12条(204-206頁)。以下同じ。)。また、今後、侵害行為と同一又は同等の目的・効果を有するあらゆる措置を控えなければならない。GoogleとAlphabetが選択するいかなる措置も、Googleがその一般検索結果ページにおいて、競合する比較ショッピングサービスを自社の比較ショッピングサービスよりも顕著に扱わないことを保証するものであるべきである。次に述べる原則は、Googleがショッピング・ユニットを表示することを選択するかどうか、又は比較ショッピング・サービスへのリンクや検索結果のグループ化と同等の形式を表示することを選択するかどうかに関係なく適用されるべきであり、特に、以下の条件を満たすべきである： (a) 検索が実行されたデバイスの種類にかかわらず全てのデバイスに適用される (b) Googleのドメインに関係なく、本行為が行われるEEA13カ国に所在する全てのGoogle利用者に適用される (c) Googleの比較ショッピングサービスを、競合する比較ショッピングサービスに使用されるものと同じ、Googleの一般検索結果ページにおける位置付けと表示に関する基本的なプロセス及び方法に従わせる。そのようなプロセスと方法には、Googleの一般検索結果ページにおける検索結果の可視性、トリガー、ランキング、又はグラフィック形式に影響を与える全ての要素が含まれる必要がある (d) 競合する比較ショッピングサービスが、本決定により確立された侵害と同一若しくは同等の目的・効果を有する手数料又は他の形態の対価を請求されることにつながらないようにする ②決定書の通知から60日以内に、この決定を遵守するための措置を欧州委員会に通知しなければならない。 ③決定書の遵守についての定期的な報告書を欧州委員会に提出しなければならない。最初の報告書は違反を効果的に終結させる日に提出しなければならない。同日後5年間、4か月ごとに、報告書を提出しなければならない。	①左記は是正措置①の90日は、確約に関する議論の中で、Google自身が提案してきた確約の実行期限を踏まえ、十分なものである(決定書701パラ)。 ②左記は是正措置②の通知を行う際、欧州委員会が、違反を効果的かつ左記は是正措置①に記載した原則にしたがって終結できるかどうかの予備的評価ができるようにするため、十分な根拠と詳細性を持たなければならない(決定書702パラ)。 ③措置の多様性及び複雑性を考慮し、本決定の遵守状況についての定期的な報告書を提出すべきであるため、左記は是正措置③を命じている。(決定書703-704)。	行動経済学に基づく競争制限メカニズム(セオリーオブハーム)：OECD(2022)(https://www.oecd.org/daf/competition/remedies-and-commitments-in-abuse-cases-2022.pdf)は、本件の是正措置のうち、Googleの一般検索結果ページにおいて競合する比較ショッピングサービスをより目立つように・明確な表示を行うことを求める措置(左記「是正措置の内容」①(c))は、行動経済学の「saliency bias」を暗黙に考慮していると指摘する。Saliency biasは、この文脈では、人は情報を総合的に判断するのではなく、自分にとって最も目立つものを基準に選択する傾向があるというバイアスのことである。 欧州委員会は、ユーザー行動の分析において、一般検索結果ページの最初のページの3～5位以内にランクされている場合、ウェブサイトへのトラフィックの大部分を生み出していることを指摘している。Googleの一般検索結果の最初のページで最も上位の5つの検索結果は、全クリックの約77%を獲得し、一方、上位10位は95%である。第2検索結果ページの冒頭では、1%強のクリックしか発生していないと指摘されている(決定書本文454-457パラ)。
5	欧州	欧州委員会	CASE AT.39813 Baltic rail	単独行為	市場支配的地位の濫用	2008年9月2日、リトアニアの鉄道会社でありインフラ管理者であるAB Lietuvos geležinkeliai(「LG」)は、リトアニアのMazeikiaiからラトビアの国境まで走る線路(「本線路」)の40メートルの区間について、その変形を検知したことを理由に同線路の全ての鉄道貨物輸送を直ちに停止し、翌月にはLGが同線路の19キロメートル区間を全て撤去した。本線路はリトアニアのBugeniaiにあるAB ORLEN Lietuvaの精油所からラトビアへの石油製品の輸送に使われていた。 LGは、当該撤去により製油所からラトビア国境までの最短・最速ルートを通る川下市場(Klaipėda - Rīga - Ventspils)の3つの港への石油製品の鉄道輸送サービスの提供サービス市場)の競争相手が利用できないようにしたことにより、鉄道インフラの管理に関する同国の市場支配的地位を濫用した。当該行為は、客観的な正当化理由なしに参入障壁を高めることにより、同市場における競争を妨げるという反競争的効果の可能性を生じさせるものであった。	2017年10月2日 (決定文)	決定	①侵害行為を終結させようとして、そのような効果を持つ措置についての提案を3ヶ月以内に提出しなければならない。当該提出物は、提案された措置が決定への効果的な遵守を確保できるかどうかについて欧州委員会が予備的評価を行えるよう、十分に詳細なものでなければならない(決定書本文11.2節104頁。以下同様。) ②同一又は同等の目的・効果を有する行為や行動を繰り返さない。	①本線路撤去前の競争状況を回復することによって、あるいは、Klaipėda - Rīga - Ventspilsの各港へ代替ルートにおいて競合企業が直面する不利益を解消することによって、侵害を終わらせる構造の措置又は行動的措置はいくつか考えられる(決定書本文394パラ)。そのため、LGに対し、侵害を停止させ、そのような効果を持つ措置の案を3ヶ月以内に提出するよう命じることが適切である。(決定書本文395パラ)。 ②LGに対して、同一又は同等の目的・効果を有する行為や行動を繰り返さないよう命じることが適切である(決定書本文396パラ)。	

事例 No.	国・地域	当局名	案件名	単独行為/共同行為の別	違反行為の類型	違反行為の概要	是正措置の時期	是正措置の類型	是正措置の概要	是正措置の趣旨	備考
6	欧州	欧州委員会	CASE AT.40099 Google Android	単独行為	市場支配的地位の濫用	<p>①2011年1月1日以降の中国を除く世界のAndroidアプリストア市場及びEEA各国の一般検索市場における、GoogleのスマートモバイルOSであるAndroid、及び特定の独自のアプリ及びサービスの使用に関連する契約における、以下の②(1)~(4)に述べるGoogleの行為は、市場支配的地位の濫用であり単一かつ継続的な侵害である。</p> <p>②Googleの行為は以下の4つの個別の侵害行為から成り、その各々が市場支配的地位の濫用であり、上記の単一かつ継続的な侵害の一部である。</p> <p>(1) Google検索アプリをそのアプリストアであるPlayストアと抱き合わせにすること（侵害期間は2011年1月1日以降・Android アプリストア市場）</p> <p>(2) Google ChromeをPlayストア及びGoogle検索アプリと抱き合わせにすること（侵害期間は2012年8月1日以降）</p> <p>(3) 断片化防止義務（標準となるAndroidとの互換性のないAndroidデバイスソフトウェアを流通させない義務）を含む契約をPlayストア及びGoogle検索アプリのライセンス供与の条件とし、ハードウェアメーカーが以下のことを行えないようにすること（侵害期間は2011年1月1日以降・中国を除く世界におけるAndroid アプリストア市場及び各国の一般検索サービス市場）</p> <p>(i) Androidの改変版（Android forks）に基づく端末を販売すること</p> <p>(ii) Androidの断片化を引き起こす、又は結果として引き起こす可能性のある行為を行うこと</p> <p>(iii) Androidから派生したソフトウェア開発キットを配布すること。</p> <p>(4) OEMや携帯電話会社に対して、競合する検索サービスをプリインストールしないことを条件として、収益を分配すること（2011年1月1日から2014年3月31日・EEA各国における一般検索市場）</p>	2018年7月18日（決定文）	決定	<p>① 決定書の通知から90日以内に、侵害を効果的に終結させ、また、同等の目的や効果を有する行為や措置を採用しない（決定書本文18.2節冒頭312頁）。侵害を効果的に終結させない場合、あるいは同等の目的又は効果を有する慣行若しくは措置を採用する場合、侵害又は当該慣行若しくは措置を効果的に終結させるために必要かつ相応の救済措置を欧州委員会は講ずる（決定書本文18.2節冒頭）。</p> <p>(1) Google独自のモバイルアプリに関連する抱き合わせ販売について、GoogleとAlphabetは、ハードウェアメーカーがGoogle検索アプリをプリインストールすることのみを条件としてPlayストアをライセンスすること、及び、Google Chromeをプリインストールすることのみを条件としてPlayストアとGoogle検索アプリのライセンスすることをしない。また同等の目的又は効果を有するいかなる慣行または措置も採用しない。（決定書本文18.2.1節312-313頁）。</p> <p>(2) ハードウェアメーカーが反断片化協定（AFA）における断片化防止義務を負うことを条件としたPlayストア及びGoogle検索アプリのライセンス供与について、GoogleとAlphabetは、ハードウェアメーカーが断片化防止義務を負うことを条件として、PlayストアとGoogle検索アプリのライセンスをすることをしない。これは、範囲がGMSデバイスにのみ限定され、したがって、ハードウェアメーカーがAndroidフォークに基づく非GMSデバイスを販売する商業的自由に影響を与えないような合理的、公正かつ客観的な措置を導入するGoogleの能力に影響を与えないものでなければならない。また、同等の目的又は効果を有するいかなる慣行又は措置も採用しない。（決定書本文18.2.1節312-313頁）</p> <p>(3) GoogleとAlphabetは、OEM及び携帯通信キャリアに対し、合意されたポートフォリオ内の一かつかの端末にも競合する総合検索サービスをプリインストールしないことを条件に、支払いを認めることを控え、また、同等の目的又は効果を有するいかなる慣行又は措置も採用しない（決定書本文18.2.3節314頁）。</p> <p>② GoogleとAlphabetは、本決定が通知された日から60日以内に、侵害を効果的に終わらせるために意図する手段を欧州委員会に通知する（決定書本文18.2.2節314頁）。</p> <p>③ 欧州委員会は、GoogleとAlphabetが決定で命じられた救済措置を実施しているかどうかを監視する権利を有する。</p> <p>④ 決定書の遵守についての定期的な報告書を欧州委員会に提出しなければならない。最初の報告書は違反を効果的に終結させる日に提出しなければならない。同日後5年間、4か月ごとに、報告書を提出しなければならない。</p>	<p>① GoogleのOEMとの契約から契約条件を削除することに加え、Googleが一定の技術的な取り決めを行う必要があることを考慮すると、左記は正措置①の90日間という期間は適切である（決定書本文1404パラ）。</p> <p>② 左記は正措置②の通知を行う際には、欧州委員会が、違反を効果的かつ左記は正措置①に記載した原則にしたがって効果的に終結できるかどうかの予備的評価ができるようにするため、十分な根拠と詳細性を持たなければならない（決定書本文1405パラ）。</p> <p>③ 措置の多様性を考慮し、とられた措置に関する定期的な報告書を欧州委員会に提出すべきである。最初の報告書は違反を効果的に終結させた日に提出すべきである。（決定書本文1406-1407パラ）。</p> <p>是正措置の事後評価： OECD（2022）によれば、上記は正措置の開始前後である2020年1月から2021年1月にかけて、Googleの市場シェアは93.88%から93.11%にしか低下しておらず、その最初の結果は芳しくない。</p>	
7	欧州	欧州委員会	CASE AT.40411 Google Search (AdSense)	単独行為	市場支配的地位の濫用	<p>①2006年1月1日から2016年9月6日の期間のオンライン検索広告市場とオンライン検索広告仲介市場における、第三者のウェブサイト（「パブリッシャー」）との契約における特定の条項に関するGoogleの以下の②に挙げる行為が、市場支配的地位の濫用であり、単一かつ継続的な侵害を構成する。</p> <p>②Googleが、Googleが個別に交渉して紙ベースの契約（「Google Services Agreements: GSA」）を締結している出版社（「ダイレクトパートナー」）との間で、以下の3つの行為を求める契約を締結したことは、個別にオンライン検索広告市場とオンライン検索広告仲介市場における支配的地位の濫用であり、それぞれが単一かつ継続的な侵害を構成する。</p> <p>(1) 検索広告の要件の全て又は大部分をGoogleから調達すること（侵害期間は2006年1月1日から2016年3月31日）</p> <p>(2) Googleからの最低数の検索広告を表示するために、検索結果ページの最も目立つ場所を確保すること（侵害期間は2009年3月31日から2016年9月6日）</p> <p>(3) 競合する検索広告の表示を変更する際には、事前にGoogleの承認を得ること（侵害期間は2009年3月31日から2016年9月6日）</p>	2019年3月20日（決定文）	決定	<p>①単一の継続的な侵害、あるいはそれを構成する3つの個別の侵害が継続している限り、それらを直ちに終わらせ、同等の目的または効果を有する措置を控えるよう求めるべきである（決定書本文第14条（189-190頁）。以下同様。）。これには少なくとも以下のことが含まれる。</p> <p>(1) GoogleとAlphabetは、ダイレクトパートナーに対し、該当するGSAの対象となる検索結果ページの最も目立つスペースをグーグル検索広告のために確保するよう求める書面又は不文の要件を、グーグル検索広告の調達の条件としない</p> <p>(2) GoogleとAlphabetは、ダイレクトパートナーが該当するGSAの対象となる検索結果ページの最も目立つスペースを最低数のGoogle検索広告で埋めることを要求する書面又は不文の要件をGoogle検索広告の調達の条件としない</p> <p>(3) GoogleとAlphabetは、競合する検索広告の表示を変更する前にGoogleの承認を求めるとダイレクトパートナーに要求する書面又は不文の要件をダイレクトパートナーが受け入れることをGSAの締結の条件としない</p> <p>(4) GoogleとAlphabetは、競合する検索広告を提供することを決定したダイレクトパートナーを罰したり、脅さない</p> <p>②侵害が継続して、GoogleとAlphabetがそれを効果的に終わらせない限り、あるいは同等の目的又は効果を有する慣行または措置を採用する限り、欧州委員会は、決定により、侵害又は当該慣行若しくは措置を効果的に終わらせるために必要な、相応の救済を講ずることができる。</p>	<p>左記は正措置が行われるべきであるとの結論は、Googleはすでに侵害を停止しているためは正措置は必要ないというGoogleの主張には影響を受けない。第一に、Googleが侵害を直ちに終わらせるという要件は、本決定が侵害を認定した場合のGoogleの今後の行動に関する「結果」を示しているに過ぎない。第二に、Googleが同等の目的又は効果を有する措置を控えるという要件は、予防的なものであり、本決定が採択された時点において侵害が継続しているか否かに左右されるものではない（決定書本文660-662パラ）。</p>	
8	欧州	欧州委員会	CASE AT.39654 - Reuters Instrument Codes	単独行為	市場支配的地位の濫用	<p>予備的評価によれば、トムソン・ロイターは、リアルタイムの統合データフィードの世界市場において支配的であり、Reuters Instrument Code (RIC) の使用に関して一定の制限を課すことにより、その支配的地位を濫用している可能性があり、TFEU第102条及びEEA協定第54条に違反しているという予備的結論に達している。</p> <p>※NERA注：RICは金融商品や指数を識別するために使用するティッカー状のコード。例えばNYSEで取引されているIBM株であれば「IBM.N」、Dow Jones Industrial Averageなら「DJII」。</p>	2012年12月20日（決定文）	確約 (Commitment)	<p>①顧客に対して、サーバーベースのアプリケーションの一部又は全部を別の統合リアルタイムデータフィードプロバイダーに切り替える目的で、トムソン・ロイターの競合他社のリアルタイム金融データを取得するためにRICを使用する権利を与える拡張RICライセンス（Extended RIC License: ERL）を月額ライセンス料で締結することを認める。（決定書49-50パラ）</p> <p>②ERLライセンスに対し、RICにリンクする必要な相互参照情報（例えば、関連する取引所、出所、公式コード、通貨又は説明）を含む関連RICの定期的かつタイムリーな更新を提供する。（決定書51パラ）</p> <p>③ERLは、開始日（欧州委員会の最終決定についてトムソン・ロイターが通知を受けた日から6ヶ月を超えない日）から5年間、トムソン・ロイターの顧客が加入でき、また、その加入に代えて、当初5年間の契約期間終了後2年以内に行使することが可能なERLへの加入オプションを月額150米ドルで購入できる。加入後は、手数料の支払を条件として、ERLが永続的に顧客に付与される。（決定書58-59パラ）</p> <p>④月額ERLライセンス料は、顧客が競合他社からデータを取得するためにライセンスすることを希望するRICシンボルの数に依存する増額方式とする。最初の50,000 RICの場合、料金はRICあたり月額0.01ドルとなる予定である。その後、1 RICあたりの料金は、顧客がライセンスを希望するRICの数が増えるにつれ減少する。料金は最低月額料金750米ドルを含む。（決定書61パラ）</p> <p>⑤サードパーティ開発者は、毎月のライセンス料を支払うことを条件に、開発した切替ツールでRICを使用し保持できる。サードパーティ開発者は顧客と同じ料金を支払わなければならないが、その月額料金は3750米ドルに制限され、ライセンスは最低月額料金250米ドルが必要である。（決定書63-64パラ）</p>	<p>確約のため該当する記載なし。</p>	
9	欧州	欧州委員会	Case COMP/C2/38.698 - CISAC	共同行為	共同行為	<p>CISAC（著作権協会国際連合）のメンバーであるEEAの著作権管理団体24団体による、著作権管理団体間の二者間相互代理協定（2つの著作権管理団体間で、それぞれの会員の音楽著作物の公の場で演奏について許諾する権利を相互に与える契約）のうち、①音楽の権利者が自ら選択した著作権管理団体と自由に契約する能力を制限する条項（「会員制限条項」）と、②各著作権管理団体のレトリリー外の音楽著作物の商業利用者に対してライセンスを提供することを阻止する条項・協動的慣行（「地域的制限」）。地域的制限は、次の(a)(b)のことであり：(a) 17の著作権管理団体の契約に含まれる。著作権管理団体が他の著作権管理団体にある地域でレトリリーを独占的に管理する権限を与える条項（「独占条項」）、及び、(b) 全ての欧州CISACメンバーは、EEA内の領域を、それぞれの二者間相互代理協定のライセンスとなる国内領土に対応するものとして定義し、各著作権管理団体がライセンス付与の権限を自らの国内領土に限定するという協動的慣行）が反競争的であり、EC条約第81条（現在の101条）に反する。</p>	2008年7月16日（決定文）	決定	<p>①以下のことを行わなければならない（決定書本文10.2章72-73頁。以下同様）。</p> <p>(a) 相互代理協定に含まれる会員制限条項及び独占条項に関する侵害を、まだ終了していない場合には、直ちに終了させる。</p> <p>(b) 本決定が通知された日から120日以内に、領域の画定に関する協動的慣行に関する侵害を終結させる。</p> <p>②上記は正措置を実施するために講じた全ての措置を欧州委員会に伝える。領域の画定に関する協動的慣行に関しては、第一に、本決定で取り上げられたタイプの協同（左記「違反事項の概要」②(b))を今後一切停止することが必要である。第二に、委任を他方の著作権管理団体の領域に限定すること自体は競争を制限するものではないが、過去の協同がまだ既存の協定に反映されていない限り、将来の二者間相互代理協定が、相互委任の領域の画定に関して、二者間交渉の結果であり、委任の領域を限定する協動的慣行の存在に影響されないようにすることも必要である。</p> <p>③違反行為と同一又は類似の目的若しくは効果を有する可能性のある合意又は協動的慣行を行わない。</p>	<p>第一に、問題となる条項がまだ特定の協定に含まれており、いくつかの協動的慣行がまだ実施されている。第二に、一部のCISACメンバーは、全ての二者間相互代表協定から制限的な条項を削除したと主張するが、そのような後付けの削除により当該事業者に侵害を終わらせるよう命令する必要性が完全になくなったと安全に考えることはできない。第三に、EC条約第81条（現在の101条）は、効力を失った協定についても、それが正式に効力を失った後もその効果を生じさせる場合には、適用することができることを念頭に置く。特定の著作権管理団体によって行われた特定の反競争的慣行に関して、侵害が完全に終了したとは言い切れない。したがって、侵害者は、左記は正措置①に述べたことを行う必要がある（決定書本文263-265パラ）。</p>	
10	欧州	欧州委員会	CASE AT.39685 - Fentanyl	共同行為	共同行為	<p>Johnson &amp; Johnson (J&amp;J)の子会社であるオランダの後発医薬品会社Janssen-Cilag B.V.とオランダの後発医薬品会社Hexal B.V.及びSandoz B.V.との間の以下の共同販促契約が競争を制限する目的を持つことから、TFEU 101条に違反する。</p> <p>当該契約は、強力な鎮痛剤であるフェンタニルの経皮吸収型パッチ製剤のオランダ市場に関するものである。共同販促契約によれば、Novartis/Sandozは、J&amp;Jのフェンタニルマトリックスパッチをオランダ国内の薬剤師に対して共同で販促する（ただし、販売はしない）こと、及び、J&amp;JはNovartis/Sandozに毎月支払いを行うことに同意した。</p> <p>本契約は、Novartis/Sandozが独自の経皮吸収型フェンタニルパッチの後発品をオランダ市場で発売した場合、J&amp;Jが直ちに終了させることができるものであった。本契約（補遺を含む）の対象期間は、2005年7月11日から2006年12月15日までであった。本契約の特徴は、フェンタニルの先発医薬品会社であるJ&amp;Jが、後発医薬品会社であるNovartis/Sandozに対して、Novartis/Sandozがオランダでフェンタニルパッチを発売しないことを目的として、契約期間中に多額の支払いを行うものであったことである。</p>	2013年12月10日（決定文）	決定	<p>違反行為と同じ目的又は効果を持つ新たな契約を締結しないという本決定の受領者の義務を明示的に確認する（決定書本文10章134-135頁。以下同様。）。本決定が対象とする事業者は、同一又は類似の目的・効果を持つ可能性のある協定、協動的慣行、団体の決定を行わない。</p>	<p>本件では侵害は停止しているため、関係事業者に対して侵害を停止するよう要求する必要はない。しかしながら、違反事業者のうち少なくとも1社は、審理中の契約を反競争的なものとみなしていないことを本手続の過程で明らかにしているため、同じ目的又は効果を持つ新たな契約を締結しないという違反事業者の義務を明示的に確認する必要がある（決定書本文462パラ）。</p> <p>したがって、本決定が対象とする事業者は、同一又は類似の目的・効果を持つ可能性のある協定、協動的慣行、団体の決定を行わないよう要求されるべきである（決定書本文463パラ）。</p>	
11	欧州	欧州委員会	CASE COMP/39 922 - BEARINGS	共同行為	共同行為	<p>自動車用ベアリングの分野におけるTFEU 101条及びEEA協定第53条の単一かつ継続的な違反に関するものである。この侵害は、自動車用ベアリングの顧客に対するベアリングメーカー間の価格調整であった。この侵害は欧州経済領域（EEA）全体を対象とした。違反行為は、2004年5月6日に開始され、2011年7月25日に終了したNFCを除く全ての参加者について、2004年4月8日から2011年7月25日まで継続された。</p>	2014年3月19日（決定文）	決定	<p>（まだ終結していない場合）違反行為を終結させる（決定書本文8章20頁。以下同様。）。また、今後、同一又は類似の目的若しくは効果を有する合意及び/又は協動的慣行を行わない（決定書本文8.2節20頁）。</p>	<p>カルテルの取り決めが秘密裏に行われたことを考慮すると、侵害が停止したことを絶対的に宣言することは不可能である。したがって、侵害者に、侵害を停止させ（まだ停止していない場合）、今後、同一又は類似の目的若しくは効果を有する合意及び/又は協動的慣行を行わないよう求めるべきである（決定書本文69パラ）。</p>	

事例 No.	国・地域	当局名	案件名	単独行為/共同行為の別	違反行為の種類	違反行為の概要	是正措置の時期	是正措置の類型	是正措置の概要	是正措置の趣旨	備考
12	米国	連邦取引委員会 (USF TC)	Broadcom Inc.	単独行為	Commission Act Section 5: Unfair or Deceptive Acts or Practices 違反	テレビやブロードバンドインターネットサービスを提供するデバイスで使用される3種類の半導体コンポーネント(チップ)の販売において独占的な地位を占めているブロードコムが、直接の顧客であるOEM及びサービスプロバイダーの両方と長期契約を締結し、マジョリティシェア条件(例えば、顧客の部品の必要量の50%以上をブロードコムから購入するという条件)を課すことで、これらの顧客がブロードコムの競合企業からチップを購入できないようにすることによって、3つの独占市場において独占力を維持していたことが違法とされたもの。	2021年11月4日(決定文)	同意命令 (concealment order)	II. A. ブロードコムの製品に関して、顧客にマジョリティシェア要求条件を要求することを取りやめること。マジョリティシェア要件を、価格や非価格の優遇条件の実施の条件としないこと。マジョリティシェア要件に同意しない、又は、競争事業者のデバイスが使われた製品の販売や研究等に関与した顧客に対して、製品の販売の停止中断、価格優遇の廃止等を行わないこと。 B. ブロードコムの特定製品の販売又は同製品に依る価格優遇又は非価格優遇を、ブロードコムの別の製品のマジョリティシェア要件に条件づけることを行わないこと。 C. マジョリティシェア要件に同意しない顧客や、競争事業者からの製品を購入する顧客に対して、製品販売の停止や取引条件を悪化させるような行為を行わないこと。 III. 競争法コンプライアンスプログラムを策定、維持、運用する(研修の実施、競争法コンプライアンス責任者の任命等、役員・従業員がいかなる報復を恐れることなく、内密に命令・競争法違反について報告できるようにすること、命令・競争法を遵守しなかった役員・従業員を懲戒処分とすること等を含む。)。本命令に関わる文書を、顧客に送付する。 IV. 命令発効日から60日後に中間コンプライアンス報告書を、1年後に年次コンプライアンス報告書を、その後9年間は、毎年、コンプライアンス報告書を提出する。 V. 会社の組織変更があった場合には委員会に通知する。 VI. 本命令のコンプライアンスを判断・確保するために、連邦取引委員会はブロードコムの事務所等に立ち入り、文書や記録にアクセスできる。 VII. 本命令は2031年11月4日に終了する。	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	
13	米国	連邦取引委員会 (USF TC)	Rent-A-Center, Inc.	単独行為	Commission Act Section 5: Unfair or Deceptive Acts or Practices 違反	購入選択権付きレンタル事業を行っているRent-A-Centerが、競争事業者と店舗及び顧客の交換取引を行う際に、その互恵購入契約に、相互競争禁止義務条項が含まれていることが違法とされたもの。	2020年5月11日(決定文)	同意命令 (concealment order)	II. A. Rent-A-Centerは相互競争禁止義務が含まれるような互恵購入契約をしない。 B. Rent-A-Centerは互恵購入契約の一部となっていた非競争条件を執行しない。 C. フランチャイジーが競合他社と互恵購入契約を締結しない。 III. 命令に従うための競争法コンプライアンスプログラムを確立し、維持する(研修の実施、競争法コンプライアンス責任者の任命等、役員・従業員がいかなる報復を恐れることなく、内密に命令・競争法違反について報告できるようにすること、命令・競争法を遵守しなかった役員・従業員を懲戒処分とすること等を含む。)。 IV. コンプライアンス報告書を作成する。60日後に中間報告書を提出し、今後10年間、命令が示された日に年次コンプライアンス報告書を提出する。 V. 会社の組織変更があった場合には連邦取引委員会に通知する。 VI. 本命令のコンプライアンスを判断・確保するために、連邦取引委員会はRent-A-Centerの事務所等に立ち入り、文書や記録にアクセスできる。 VII. 連邦取引委員会がRent-A-Center又はフランチャイジーが違法な互恵購入契約を締結したと判断し、法的手続を行う場合には、Rent-A-Centerは、連邦取引委員会の召喚状の送達に同意し、連邦取引委員会に提出する文書やデータの真正性を明らかにすること。 VIII. 本命令は2040年5月11日に終了する。	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	
14	米国	連邦取引委員会 (USF TC)	Victrex plc, et al.	単独行為	Commission Act Section 5: Unfair or Deceptive Acts or Practices 違反	高性能ポリマーを供給しているVictrex plc., Invivio Limited及びInvivio, Inc. (以下「当事会社」という。)(VictrexはInvivio Limited及びInvivio Inc.の親会社)は、医療機器メーカーに販売するインプラント用ポリエーテルエーテルケトン(PEEK)の独占を維持するため、長期供給契約を用いて参入企業2社を排除したことが違法とされたもの。これらの独占的契約履行を通じて、当事会社らは、2社の参入にもかかわらず、PEEKの価格を高く維持し、顧客が複数の供給元を使いたいにもかかわらず、それを阻止したとされている。	2016年7月13日(決定文)	同意命令 (concealment order)	II. A. 当事会社らからPEEKを全量購入する、PEEKの取引条件をPEEKの取引量に依存させる、当事会社ら以外の企業からのPEEKの調達を制限するといった、顧客との排他的取引を達成するための行為を取りやめる。 B. 当事会社らは、競合企業からPEEKを調達している顧客に対して、差別や報復行為を行わない。 C. 当事会社らは、排他的な取引条件を含む新規契約を締結しない。 D. 最低購入条件が顧客の必要とするPEEKの30%を超えない水準で、最低購入期間の期限が3年を超えない場合には、顧客の製品に関する特別なサポートの提供を条件づけることは本命令書には違反しない。 E. 共同研究開発やカスタムコンポーネントの販売に関する排他的取引は、例えば、その製品だけに限定する等、限定的な範囲である限りは、本命令書の違反とはならない。 F. 本命令書の交付を受けても、顧客が本命令書の内容に同意せず既存の排他的取引条件を維持する場合には、本命令書の違反にはならない。 III. 競争法コンプライアンスプログラムを策定、維持、運用する(研修の実施、競争法コンプライアンス責任者の任命等、役員・従業員がいかなる報復を恐れることなく、内密に命令・競争法違反について報告できるようにすること、命令・競争法を遵守しなかった役員・従業員を懲戒処分とすること等を含む。)。本命令に関わる文書を、顧客に送付する。 IV. 命令発行日から30日以内に予備的なコンプライアンス報告書を、90日以内に詳細なコンプライアンス報告書を、そして1年後に年次コンプライアンス報告書を、そして4年間は、毎年、コンプライアンス報告書を提出する。 V. 会社の組織変更があった場合には連邦取引委員会に通知する。 VI. 本命令のコンプライアンスを判断・確保するために、連邦取引委員会は当事会社らの事務所等に立ち入り、文書や記録にアクセスできる。 VII. 本命令は2036年7月13日に終了する。	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	
15	米国	連邦取引委員会 (USF TC)	National Association of Animal Breeders, Inc.	単独行為	Commission Act Section 5: Unfair or Deceptive Acts or Practices 違反	NAAB (National Association of Animal Breeders, Inc.) が有している会員の事業活動に関する倫理綱領が、会員が真実かつ虚偽でない情報を開示し、他の会員の製品と比較して広告する能力を制限することにより、競争を制限することになっていることが違法とされたもの。	2015年11月2日(決定文)	同意命令 (concealment order)	①会員企業によるサービスの価格や条件を広告する行為(これには会員による他の会員との比較行為も含む)をNAABが制限することを禁ずる。(II章) ②本命令を遵守することをウェブサイト等の手段で最大5年間公表すること。またそのための措置や、関連する苦情は連邦取引委員会職員が閲覧できるように記録すること。(III章) ③本命令と競争法のコンプライアンスを保証するために、競争法コンプライアンスプログラムを設計、維持、運用すること。プログラムには、法顧問の任命、研修の実施、方針と手続の制定と実施が含まれる(役員・従業員がいかなる報復を恐れることなく、内密に命令・競争法違反について報告できるようにすること、命令・競争法を遵守しなかった役員・従業員を懲戒処分とすること等を含む。)(IV章) ④本命令のコンプライアンス方法を詳述した検証済みの報告書を、本命令書の発行から90日以内、及びその後4年間年次で提出すること。(V章) ⑤NAABの解散、買収、合併、又は譲渡や子会社の設立・解散等が提案された場合、少なくとも30日前に連邦取引委員会に通知すること。(VI章) ⑥本命令のコンプライアンスを決定又は確保する目的で連邦取引委員会が関連資料を検査、複写すること、NAABの役員、取締役、従業員に対して面談することを許可すること。(VII章)	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	
16	米国	連邦取引委員会 (USF TC)	Ferrellgas Partners, L.P., Ferrellgas L.P., AmeriGas Partners, L.P., et al.	共同行為	Commission Act Section 5: Unfair or Deceptive Acts or Practices 違反	米国におけるプロパン交換用卸売タンク市場の約80%を支配していたBlue RhinoとAmeriGasは、2008年、交換タンクに入れるプロパンの量を17ポンドから15ポンドに減らして値上げを実施することを決定した。しかし、Walmartの抵抗に直面した両社は、値上げを受け入れさせるためにWalmartとの交渉を調整することに密かに同意し、談合したものの。	2015年1月7日(決定文)	同意命令 (concealment order)	①Blue Rhinoと競合他社間で価格に関する合意を取ることを禁ずる。また、競合他社に競争上有意味な非公開情報を合理的な理由なしに伝達及び要求することを禁ずる。(II章) ②本命令と競争法のコンプライアンスを保証するために、競争法コンプライアンスプログラムを策定し、維持すること。プログラムには法顧問の任命、研修の実施、方針と手続の制定と実施が含まれる(役員・従業員がいかなる報復を恐れることなく、内密に命令・競争法違反について報告できるようにすること、命令・競争法を遵守しなかった役員・従業員を懲戒処分とすること等を含む。)(III章) ③本命令のコンプライアンス方法を詳述した検証済みの報告書を本命令書の発行から30日以内、及びその後4年間は年次で提出すること。また、本命令のコンプライアンスを決定又は確保する目的で連邦取引委員会が関連資料を検査、複写すること、Blue Rhinoの役員、取締役、従業員に対して面談することを許可すること。(IV章) ④Blue Rhinoの解散、買収、合併、又はその他の変更であって本命令に起因する遵守義務に影響するものが提案された場合、少なくとも30日前までに連邦取引委員会に通知すること。(V章)	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	

事例 No.	国・地域	当局名	案件名	単独行為/共同行為の別	違反行為の種類	違反行為の概要	是正措置の時期	是正措置の種類	是正措置の概要	是正措置の趣旨	備考
17	米国	連邦取引委員会 (USFTC)	Motorola Mobility LLC and Google Inc.	単独行為	Commission Act Section 5: Unfair or Deceptive Acts or Practices 違反	Google Inc. (Google) がMotorola Mobility LLC. (MMI) を子会社化したことに伴い MMI から引き継いだ、標準化機関 (ETSI 及びIEEE 等) において FRAND 宣言された通信規格等50の SEP について差止請求を行うことは、不正な競争方法として FTC 法第5条に違反するとして、連邦取引委員会が申し立てを行ったもの。	2013年7月23日 (決定文)	同意命令 (concealment order)	II. A. 基本的に、Google/Motorolaは、FRANDコミットメントを撤回しない。 B. 本命令書で認められている場合を除き、FRAND特許利用の差止救済を求めない。 C. 潜在的なライセンスにライセンスの申し出を行わずにFRAND特許侵害の申し立てに対する差止救済を求めない。 D. Google/Motorolaは、FRAND 決定に対する要請の係属中、相手側が仲裁の申し出を受け入れた後等のタイミングで差止救済を得ようとすることはできない。 E. Google/Motorolaは、一定の条件を満たしている場合には、潜在的ライセンスに対して、FRAND特許の侵害の疑いで差止命令による救済を求めることは禁止されない。 III. Google/Motorola及びライセンス候補者は、いずれかの当事者が互恵主義を求める場合には、対象標準に必須であるGoogle/Motorolaの特許及びライセンス候補者の対象標準に必須である特許を対象とするライセンス契約の条件を決定する唯一の手段として、本パラグラフIIIに記載する手続又は本パラグラフIIIを参照して相互に合意する手続に基づき合意できる。 IV. ライセンスが結ばれていない潜在的なライセンスに対して、交渉や仲裁の機会を与えずに、損害賠償を求めるといった行動は行わない。 V. ライセンスの要求が行われた際には、Google/Motorola側のライセンス条件の回答は本命令書の全ての条項を遵守していなければならない。また、Google/Motorolaが当該FRAND特許を第三者に売却する際には、当該第三者は本命令書の項目に従った行動をとらなければならない。 VI. 本命令書の発行後30日以内に、Google/Motorolaは、本命令のコンプライアンスレポートを連邦取引委員会に提出する。その後9年間は、毎年、コンプライアンス報告書を提出する。 VII. 重要な組織変更があった場合には連邦取引委員会に通知する。 VIII. 本命令の順守を判断・確保するために、連邦取引委員会はGoogle/Motorolaの事務所等に立入り、文書や記録にアクセスできる。 IX. 本命令書は2023年7月23日に終了する。	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	
18	ドイツ	連邦カルテル庁	CTS Eventim AG & Co. KGaA, Bremen	単独行為	Abuse control (市場支配的地位の濫用)	CTS EVENTIM AG & Co. KGaA, Bremen, (以下、ドイツ競争法 (Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen, GWB) 第36条第2項の意味における全ての関連会社を含む: CTS)とその関連会社は、ライブエンターテインメントとチケット販売の分野で活動を行っている。同社は自らをヨーロッパにおける同分野でのリーディングカンパニーと称し、25カ国で事業を展開している。また、オンラインショップ「EVENTIM.DE」をはじめ、自社でチケットの事前予約窓口も運営している。(決定書3ページ、4ページ) CTSがプロモーター及び事前予約業者と締結した及び将来締結する排他的契約は、ドイツ国内のチケット販売システムサービスの多面製品市場 (プロモーターと事前予約業者がそれぞれ別の市場を構成する) におけるCTSの支配的地位の濫用を構成する。 プロモーターらは販売するチケットの大部分をCTSを経由し販売することを、事前予約業者らは必要なチケットのほぼ全てをCTSから購入することを排他的契約により義務付けられている。CTSとプロモーター及び事前予約業者との禁じられている排他的契約期間は、2年以上又は無期限である。 CTSが両者と締結した排他的契約は、それ自体、濫用と分類され、禁止されているものである。支配的企業の長期的な排他的契約は、取引相手の市場のほぼ全ての需要をカバーし、競合他社の妨害を目的とするものである。(ケースサマリー5ページ)	2017年12月4日 (決定文)	Prohibition	2017年12月4日、連邦カルテル庁の第6決定部門は以下のとおり決定した。 1. 付属書1および2に記載された契約合意番号[...]~[...]および番号[...]~[...]、並びに付属書2に従って合意された契約条件及び付属書1に基づくそれら契約合意に拘束されたチケット枠は、違法である。 2. 訴訟当事者は、GWB第36条第2項の意味における全ての関連会社を含め、1.に基づく契約を終了させる義務がある。1.の契約は、遅くとも2018年3月31日までに終了又は修正されなければならない。 3. GWB第36条第2項の意味における全ての関連会社を含む当事者は、直ちに、以下の義務を負う。 3.1. イベントプロモーターとのチケットシステムサービスに関する将来の契約が2年以上又は無期限である場合に限り、プロモーターが自らの裁量で、チケットシステムを通じて配布可能なイベントの年間チケット量の少なくとも20%を、自ら又はツアー若しくは地元のプロモーターに影響を与えることにより、EVENTIM.NET以外のチケットシステムを通じて配布することを許可すること。 3.2. 販売店、オンライン、電話、又はその他の方法で最終顧客にチケットを配布する予約業者とのチケットシステムサービスに関する将来の契約において、これらの予約業者が自らの裁量で、チケットシステムを通じて配布する年間チケット量の少なくとも20%の配布にEVENTIM.NET以外のチケットシステムを使用することを許可すること。ただし契約期間は2年以上又は無期限であること。 4. 上記3.に定める契約のうち、一定期間経過後に自動的に延長される契約は、無期限とする。 5. 3.の禁止事項は、2021年12月31日まで有効である。 6. 連邦カルテル庁は、本決定の3.および5.を取り消す権利を留保する。 7. 本決定を含む手続の管理手数料は[...]であり、手続の当事者が支払うものとする。(決定書2ページ)	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	
19	ドイツ	連邦カルテル庁	Facebook Inc. et al.	単独行為	Abuse control (市場支配的地位の濫用)	Facebook.comを利用するには、登録時にユーザーがFacebookの利用規約に同意することが条件となる。利用規約では、Facebookが特にデータ及びクッキーに関する方針で指定された個人データを処理することが規定されている。これらのポリシーに従い、Facebookは広告主、アプリ開発者、出版者が共用するツールを介して、Facebook関連活動以外のユーザーとそのデバイスに関するデータも収集している。また、Facebookは、他のビジネスユーザーや製品にまたがってユーザーデータを処理し、その企業サービスからユーザー及びデバイス関連のデータを収集している。データ処理の法的根拠として、Facebookは、サービスを提供し、Facebookの正当な利益を満たすためにデータが必要であると主張している。(ケースサマリー3ページ) Facebookがユーザーやデバイスに関連するデータをFacebook以外のソースから収集し、Facebook上で収集したデータと統合することを可能にするデータポリシーを規定し、実際に統合することは、ドイツ競争法 (GWB) 第19条第1項の一般条項に従い、搾取的なビジネス規約という形でソーシャルネットワーク市場における支配的地位の濫用に該当する。一般データ保護規則 (GDPR) に基づくデータ保護法上の評価を考慮すると、これらは個人ユーザーと競合他社の双方に不利益をもたらす不適切な条件である。(ケースサマリー7ページ)	2019年2月6日 (決定文)	Prohibition	1. 当事者1~3 (Facebook Inc., Facebook Ireland Ltd.及びFacebook Deutschland GmbH。以下同じ。)が、GWB第36条第2項に基づく関連会社を含め、ドイツに居住するユーザーがfacebook.comおよびfacebook.deのウェブアドレスとモバイル「Facebook」アプリ (以下両方をFacebook.comと称する。)を介して利用できるサービスの利用のために以下の条項 (詳細略。例えば、Facebook.comの運営会社が、ユーザーの同意なしに、ドイツに居住する個人ユーザーがInstagramを使用する際に収集したユーザー関連データ等を、Facebook.comを使用する際に収集等したデータと結合し、利用できる条項等)を規定するデータ及びクッキーポリシーを含む利用規約や同様の契約条件を使用することを禁じる。 2. 当事者1~3が、GWB第36条第2項に基づく関連会社を含め、特に以下の点 (詳細略。例えば、ユーザーや端末に関する情報を収集等し、使用すること等)に関して、1.aからc (詳細略。例えば、Facebook.comの運営会社が、ユーザーの同意なしに、ドイツに居住する個人ユーザーがInstagramを使用する際に収集したユーザー関連データ等を、Facebook.comを使用する際に収集等したデータと結合し、利用できる条項等)の意味におけるFacebookのデータ及びクッキーポリシーを含むFacebook利用規約を実施することを禁じる。 3. 当事者1~3は、GWB第36条第2項に基づく関連会社を含め、第1項及び第2項の禁止行為を終了させるため、以下の救済措置 (詳細略。例えば、禁止された契約条件の修正等)を実施する義務を負うものとする。 4. Facebook.comサービスの提供が、データの収集及び結合に対するユーザーの同意を条件としている場合、ユーザーは第1項から第3項までの意味での同意を与えたとみなさないものとする。 5. GWB第65条第3項第3文に基づく控訴の効力停止を回復する要請が、本決定を受領してから2ヶ月以内に行われた場合、第3項a.からc. (詳細略。例えば、禁止された契約条件の修正等)に規定された実施期限は、2ヶ月ずつ1回延長される。この停止は、上訴裁判所が請求を受領したときに開始され、第一審のこの請求に係る迅速な手続が終了したときに終了する。 6. 本決定を含む手続に関する事務手数料は [...] とし、手続の当事者が支払うものとする。 7. 連邦カルテル庁は、本決定の第1項から第6項の全部又は一部を取り消す権利を留保する。(決定書2-7ページ)	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	
20	ドイツ	連邦カルテル庁	Amazon	単独行為	Abuse control (市場支配的地位の濫用)	2018年11月、出品者からの多数の苦情を受け、連邦カルテル庁はアマゾンに対して市場支配的地位の濫用に関する手続を開始し、同社のドイツのマーケットプレイスであるamazon.deの出品者に対する取引条件と取引慣行を調査した (プレスリリース)。 最終的に、アマゾンがamazon.deの運営で使用しているいくつかの濫用的な規則や慣行に対して異議申し立てがなされた。それらは、取引条件の透明性の欠如、出品者のアカウントの予期せぬ終了やブロック、出品者がアマゾンに対して契約上の義務を行使し、紛争事項を明確にすることに關する実行可能性の欠如、カスタマーレビューにおける出品者の不利益、出品者が商品情報 (特に画像) の使用権をアマゾンへ譲渡する義務、出品者が明らかに不当な顧客からの返品のコストを負担する義務、その他マーケットプレイスにおける様々なルールや慣行、などを含んでいる。(ケースサマリー1ページ) なお、関連市場や支配力の有無はアマゾンが早期に協力を申し出たため判断されなかった。(10ページ)	2019年7月17日 (決定文)	Termination of proceeding (権約)	アマゾンは、連邦カルテル庁が異議を唱えた同社のマーケットプレイスにおける出品者のための一般取引規則を修正し、問題視された慣行に関する競争の懸念を払拭するために、同社のマーケットプレイス運営に更なる修正を加えることを約束した。この修正は、マーケットプレイスの顧客の利益、特にサービスの質に悪影響を与えることなく、マーケットプレイスの出品者のために大幅な改善を実現するものである。アマゾンは、ドイツのマーケットプレイスamazon.deだけでなく、ヨーロッパの全てのマーケットプレイス (amazon.co.uk, amazon.fr, amazon.es, amazon.it) 及び北米やアジアを含む世界のマーケットプレイスの取引規則 (ビジネスソリューション契約 - BSA) を調整する予定である。(ケースサマリー1ページ) アマゾンは、将来起こりうる規約の変更について連邦カルテル庁に情報を提供する。(ケースサマリー7ページ)	連邦カルテル庁の総合的な評価では、アマゾンが確約した改善、特にマーケットプレイスの取引規則に関するものに鑑みれば、市場支配的地位の濫用に関する手続を今後継続することは適切ではない。アマゾンの譲歩は、これらの手続における連邦カルテル庁の濫用に関する懸念をかなりの程度解消するものである。さらに、迅速に達成された改善に基づく手続の迅速な終了の結果、アマゾンの規約が世界中で調整されたことは、アマゾンに対する出品者の立場を強化するものである。アマゾンは、将来起こりうる規約の変更について連邦カルテル庁に情報を提供することを約束した。そのため、連邦カルテル庁は、譲歩と修正の可能性が遵守されているかどうかを監視することが可能である。検証済みの製品レビューを入手し掲載する機会の改善に関しても、アマゾンが譲歩を遵守しない場合、連邦カルテル庁は、濫用行為の手続を再開させることができる。(ケースサマリー7ページ)	

事例 No.	国・地域	当局名	案件名	単独行為/共同行為の別	違反行為の種類	違反行為の概要	是正措置の時期	是正措置の種類	是正措置の概要	是正措置の趣旨	備考
21	ドイツ	連邦カルテル庁	Booking.com B.V. and Booking.com (Deutschland) GmbH	共同行為	Ban on cartel (共同行為)	Booking.com B.V. (以下、「ブッキング」)は、ドイツ及びヨーロッパで圧倒的なシェアを誇るホテル予約プラットフォームである。ブッキングは、2015年7月1日に一般契約条件及び個別契約においてホテルパートナーとの間で合意された最安値条項により、競争法を侵害している。この条項はいわゆる狭義の最安値条項であり、それによりブッキングは、事業者自身のサイトで提供されている客室の料金と条件について、少なくとも同程度の基準をブッキングの予約ポータルでも提示することが可能となる。関連市場は、ドイツ全土でのホテルポータル仲介サービス市場である。この市場において最安値条項は、ホテルポータルサイト間及びホテル会社間の競争を著しく制限することにつながる。(決定書1、6、7パラ)	2015年12月22日(決定文)	Cease and desist order	ドイツ競争法 (GWB) 第1条/欧州連合機能条約 (TFEU) 第101条第1項違反の審査について、第9決定部は2015年12月22日、GWB32条1項に基づき、以下のとおり決定した。 1. ブッキング及びBooking.com(Deutschland)GmbHとその契約相手との間で合意された、2015年7月1日付けの一般利用規約の2.2.1項および7.2項(a)、「優先会員」用フォーム、及びこれに対応する内容のその他の個別契約における料金及び条件の同等性に関する条項は、ドイツ国内のホテル等の宿泊施設に関する限り、競争法に違反すると認定する。 2. ブッキング及びBooking.com(Deutschland)GmbHは、ドイツ国内のホテルその他の宿泊施設に関する限り、前記の条項を継続して実施することを禁止する。 3. ブッキング及びBooking.com(Deutschland)GmbHは、2016年1月31日までに、ドイツ国内のホテル及びその他の宿泊施設に関する限り、最安値条項 (MFN-clauses) を、場合により、当該契約又は当該契約の基礎となる一般契約条件から削除すること。 4. 個別契約の場合、たとえ期限を過ぎてから発効するとしても、可能な限り早く適時に契約を変更することによっても、上記3.に定める命令が満たされる。 5. その他の点については、本件手続を中止する。(決定書3ページ)	連邦カルテル庁は、ブッキングの最安値条項 (「狭義」であっても) は、ドイツ競争法 (GWB) 第1条及び欧州連合機能条約第101条第1項に違反するとの見解を有している。これらの規定に違反する場合、狭義の最安値条項が、以前使用されていた広義の最安値条項よりも競争に対する損害が少いかどうかは関係ない。関連する唯一の問題は、狭義の最安値条項が、同条項が使用されなかったシナリオとの比較において、明白な、また、競争法の適用が除外されない競争制限を構成しているかどうかである。(ケースサマリー1ページ最終パラ)	競争制限メカニズム (セオリーオブハーム) : まず第一に、狭義の最安値条項は、ホテル会社が様々なホテルポータル上で客室価格に差をつけるインセンティブを制限するものである。ホテル経営者がBooking.com以外のホテルポータルのみで特別に宿泊価格を下げたい場合、ホテル経営者は自社のオンライン販売チャネルでBooking.com経由で提供される高い価格を要求せざるを得なくなる。これは、ホテル自身のオンライン販売チャネルの魅力を著しく低下させ、ホテル会社が価格を設定する権利を著しく制限するものである。(決定書8パラ) 加えて、狭義の最安値条項は、ホテル市場における競争も制限する。狭義の最安値条項に拘束されるホテルは、ブッキングのプラットフォームよりも安い宿泊価格を自社のオンライン販売で提供することができないため、ホテル会社間の価格競争に影響を及ぼす。最後に、ブッキングによる最安値条項の適用は、それに依存する中小のホテル事業者にとっては不当な障害となる。(決定書10パラ)
22	ドイツ	連邦カルテル庁	Joint selling of media rights to matches of the German Bundesliga	共同行為	Ban on cartel (共同行為)	ドイツの男子サッカーリーグであるブンデスリーガ1部とブンデスリーガ2部の試合は、ドイツフットボールリーグ協会DFL e.V.が独占的に放映権を販売している。両リーグの全クラブはDFL e.V.に加盟しており、契約上及び定款上、DFL e.V.は当該視聴メディア権を独占的に販売する権利を有する。各クラブは、所属するチームのブンデスリーガの試合を遅れて放送する権利 (注: 生中継はできないの意味)のみを有する。(ケースサマリー1ページ) 連邦カルテル庁は予備評価において、2021/22シーズン以降の男子サッカーの試合の放映権の共同販売契約及び同契約に基づくマーケティングモデルは、関連市場 (川上のメディア放映権市場及び川下のライブ中継に関する国内消費者市場) における競争を制限し、したがって反競争的協定の禁止に該当すると判断した。(1ページ)	2020年3月20日(決定文)	Commitment decision	こうした懸念を払拭するためにドイツフットボールリーグ (DFL) が提示した拘束力のある確約には、とりわけ、ライブ放映権に関する単独購入禁止規定の拡大が含まれている。この規定は、ブンデスリーガの試合のライブ放映権がパッケージとして販売される同販売市場に関する十分な競争を可能にし、連邦カルテル庁の見解では、権利の共同販売による締め出し傾向や、その結果生じるイノベーションの競争制限を十分に緩和するものだ。この拡大された単独購入禁止規定に基づき、ブンデスリーガの試合のライブ放送権のかなりの割合が、二社目の入札者に落札されている。(ケースサマリー4ページ)	競争制限メカニズム (セオリーオブハーム) : 放映権の共同販売により、権利の元の所有者であるサッカークラブ間で水平的な競争制限が生じている。 当該契約は、第一にブンデスリーガのメディア放送権市場に影響を及ぼし、第二にブンデスリーガのライブ中継に関する川下の国内消費者市場にも影響を及ぼしている。川下市場では、Sky Deutschland GmbH (Sky) が、高い市場シェアを有する。(ケースサマリー1ページ) まず、川上市場におけるメディア権の共同販売により、権利の元の所有者であるサッカークラブ間の水平的な競争制限が生じている。次に、このようにDFLが権利の支配的な売り手となったことは、川下市場での競争をも制限する。この点は、市場環境の発展やインターネットが新たな放送チャネルとして機能するようになる可能性を考慮すると尚更重要な意味を持つ。 DFLは、提供する放映権を減らし、特定のマーケティングモデルに基づき、川下のライブ中継に関する国内消費者市場を封鎖することで、権利へのアクセスを制限することができる。これは、独占的なライブ放送権を単一の買い手へ、買い手の最大限の支払い意思額で販売することにより、潜在的な権利の買い手の市場アクセス機会を制限することで達成される。(2ページ)	
23	ドイツ	連邦カルテル庁	Assessment of "grey spots cooperation" under competition law concluded	共同行為	Ban on cartel (共同行為)	2019年後期、ボーダフォンとテレコムは、ドイツ国内のモバイルネットワークの一部への相互アクセス (いわゆるネットワークシェアリング) を実現する共同計画を連邦カルテル庁に通知した。両社は、一方がネットワークを提供できず、他方がすでに提供している地域 (「グレースポット」) に限定して、この共同計画を実施する意向であった。 2020年初頭、連邦カルテル庁は、計画された共同計画を評価するための行政手続を開始した。当事会社や他の市場関係者との様々な協議や数回の市場調査の後、連邦カルテル庁は、この共同計画がそのままの形で競争を著しく制限するおそれがあり、その結果、ドイツ競争法 (GWB) 第1条及び欧州連合機能条約 (TFEU) 第101条に違反すると判断した。テレコムとボーダフォンの顧客はネットワークカバレッジの改善により直接的な利益を得ることができ、このような協力はコスト効率も高いものの、それでも当局は、このプロジェクトの独占的性質とドイツのモバイル市場の構造により、競争の強度が低下し、中長期的には全ての顧客に不利益をもたらすというリスクが存在し、かつそれは回避可能であると判断している。	2022年3月21日(決定文)	Termination of proceeding (確約)	2022年3月21日、連邦カルテル庁は、携帯電話市場における「グレースポットの協力」を競争法に基づいて評価する手続を終了した。当初、ボーダフォンとテレコムだけが関与していたこの共同計画は、競争上の懸念を引き起こした。特に、この提携の独占的な性質は、競争の激しさを低下させる可能性があると考えられた。連邦カルテル庁の介入を受け、両社はプロジェクトを変更し、テレフォニカを加えたプロジェクトへ変更した。これらの契約が締結されたことで、本件手続は終了された (ケースサマリー1ページ)。	全体として、連邦カルテル庁はモバイル分野での共同計画に概して受動的であることが本件手続で明らかになった。この分野では、プロバイダーと顧客の利益のためにコスト効率のよい方法でネットワークを改善するための、さまざまな形のインフラ共有が可能である。しかしながら、共同計画には、当事者が互いの競争行動を制限したり、本件のように、プロジェクトに参加していない企業が効果的に競争できる程度が制限されたりして、競争の強度を完全に低下させるリスクも常に伴う。したがって、このようなプロジェクトの評価にあたっては、常に、現在の市場構造をその他の基本的条件と共に考慮することが必要である。本件では、当時ドイツのモバイル市場で活動するネットワーク事業者が3社しかなく、ネットワーク品質でトップの2社が独占的に協力することを望んでいたという事実は、このプロジェクトを評価する上で重要な要素となった (ケースサマリー3ページ)。	競争制限メカニズム (セオリーオブハーム) : テレコムとボーダフォンの他に、2020年にドイツのモバイル市場で活動していた、独自のモバイルネットワークを持つ事業者はテレフォニカだけであった。テレフォニカの顧客は相対的に価格に敏感であり、他二社の顧客は高品質を望む傾向であった。今回の提携により、二社は自社のインフラに投資することなく、ネットワーク品質におけるこの競争上の優位性をさらに高めることができたはずである一方で、テレフォニカはより一層競合他社の品質を重視する顧客に対して競争圧力をかけることが難しくなり、全体として市場の競争強度を低下させることになったであろう。(ケースサマリー2ページ)。
24	英国	公正取引庁 (OFT) (現競争・市場庁 (CMA))	Abuse of a dominant position by Reckitt Benckiser Healthcare (UK) Limited and Reckitt Benckiser Group plc-Case CE/8931/08	単独行為	Chapter 2. (市場支配的地位の濫用)	処方箋育腸薬供給市場において支配的地位を有しているとされたReckitt Benckiser (RB) が、2005年6月に特許の切れたブランド処方箋育腸薬の供給を停止 (廃棄) する一方で、代替的な新たな特許保護薬品を発売することで、ジェネリック医薬品との競争の発展を妨げた行為が支配的地位濫用に当たると判断された。(決定書1章)	2011年4月12日(決定文)	Penalty	最終的な罰則としては、当事会社が侵害行為を認めたこと及びOFTとの早期解決合意に協力したことを勘案し、OFTは1200万ポンドから減額した1020万ポンドの罰金を当事会社へ科した。当事会社は罰金の支払いに合意した。(決定書1.9パラ) ただし、当初の異議告知書においてはOFTは廃棄した薬の再供給を是正措置として提案していた。しかしながら、競合他社、業界団体、保健省から再供給は競合他社に対しても消費者に対しても、すでに廃棄から時間が経過しすぎているため効果が薄いと指摘されたため当該是正措置は取りやめとなった。(決定書8.5パラ)	当該事例は2015年にCMAによる事後検証 (https://www.gov.uk/government/publications/competition-act-1998-abuse-of-dominance-evaluation-of-oft-decision) の対象となっており、再供給を仮に命じたとしても確かに効果は薄かったであろうことが確認されている。(事後検証報告書5.32パラ)	
25	英国	競争・市場庁 (CMA)	Unfair pricing in respect of the supply of phenytoin sodium capsules in the UK Case CE/9742-13	単独行為	Chapter 2. (市場支配的地位の濫用)	CMAは、多国籍製薬企業であるPfizerと中小製薬企業であるFlynnがそれぞれ、英国においてPfizerが製造したフェニトインナトリウムカプセルに対して不当な価格を設定し、それぞれの支配的地位を濫用したと認定している。その結果、国民保健サービス (NHS) は数千万ポンドの過大請求を受けている。(決定書1.3パラ) Pfizerは、2012年9月24日から少なくとも本決定日までの間、英国で流通するPfizer社製フェニトインナトリウムカプセルの製造市場において支配的地位を占めてきた。あるいは、2012年9月24日から2013年11月までの期間、Pfizer社は、英国で流通するフェニトインナトリウムカプセルの製造のための市場において支配的地位を有してきた。関連期間を通じて、Pfizerは、Pfizerの各製品に関してFlynnに不当に高い販売価格を課すことにより支配的地位を乱用し、1998年競争法第2章の禁止及びTFEU第102条を侵害した。(決定書2.1パラ) Flynnは、関連期間を通じて、Pfizerが製造したPhenytoin sodiumカプセルの英国における流通市場において支配的地位を有していた。あるいは、2012年9月24日から2013年11月までの間、Flynn社は、英国におけるフェニトインナトリウムカプセルの流通市場において支配的地位を有していた。関連期間を通じて、Flynnは、その顧客 (卸売業者及び薬局) に対し、Flynn製品について不当に高い販売価格を課すことにより、その支配的地位を濫用し、1998年競争法第2章及びTFEU第102条に抵触してきた。(決定書2.4パラ)	2016年12月7日(決定文)	Directions	CMAは、両当事者に対し、以下の指示 (是正措置) を命じる。(決定書7.3パラグラフ、決定書Annex B) (a) 両当事者は、侵害行為を終了させ、同一又は同等の効果を有するいかなる行為も行わないものとする。 (b) Pfizer改定供給価格の設定、改定価格の見直しにおいて、Pfizer及びFlynnは、それぞれ該当する場合には、本決定の内容を考慮するものとする。 (c) Pfizer改定供給価格の設定、改定価格の見直しにおいて、Pfizer及びFlynnは、それぞれ該当する場合には、本決定の内容を考慮するものとする。 (d) 当事者は、NHSBSA (NHS Business Service Authority) に改定価格を通知後5営業日以内に、CMAに当該改定価格を通知するものとする。 (e) 本決定書の日付から10年以内に、両当事者が改定後の価格を変更した場合、両当事者は、NHSBSAにその変更を通知後5営業日以内にCMAに通知しなければならない。 (f) 各当事者は、その各子会社がこれらの指示に従うことを保証するものとする。 (g) これらの指示のいかなる内容も、PfizerがフェニトインナトリウムカプセルをFlynnに供給する義務を負うこと、又はFlynnが当該製品をPfizerから購入する義務を負うことを意味するものではない。 (h) CMAは、状況の変化により、これらの指示が適切でなくなったと判断した場合、各当事者に書面で通知することにより、これらの指示を変更、置き換え又は撤回することができる。そうする前に、CMAは、各当事者に意見陳述のための合理的な機会を与える。 (i) 各当事者は、これらの指示が遵守されているか又は遵守される予定であるかを確認する目的、又はこれらの指示を変更、置き換え又は撤回すべきかどうかを確認する目的で、CMAが随時要求する情報を速やかにCMAに提供するものとする。	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	

事例 No.	国・地域	当局名	案件名	単独行為/共同行為の別	違反行為の種類	違反行為の概要	是正措置の時期	是正措置の種類	是正措置の概要	是正措置の趣旨	備考
26	英国	競争・市場庁 (CMA)	Excessive and unfair pricing with respect to the supply of liothyronin tablets in the UK-Case 50395	単独行為	Chapter 2. (市場支配的地位の濫用)	当事会社である Advanz は英国で認可されたリオチロニン錠の唯一の供給元であった。本決定により、CMA は、Advanz が、少なくとも 2009 年 1 月 1 日から 2017 年 7 月 31 日まで、リオチロニン錠に対して過剰かつ不当な価格を請求し、1998 年競争法第 18 条第 2 章に違反して (英国内リオチロニン錠供給市場における) 支配的地位を濫用したと判断したことを当事者に通知する。(決定書 1.3、1.4 パラ)	2021 年 7 月 29 日 (決定文)	Penalty	1998 年競争法第 33 条第 1 項は、CMA が、侵害行為が第 2 章の禁止に違反するとの判断を下した場合、当該侵害を終わらせるために適切と考える指示を当該個人又は人物に与えることができると定めている。CMA は、本決定時点で、侵害行為が継続しているとの認定を行っていないため、Advanz に対して、その行為の修正・中止を求める指示や、将来にわたって同一又は類似の行為を行わないよう指示することはしていない。(決定書 7.4、7.5 パラ)	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	CMA は左記に類する表現で、侵害行為は既に終了しているために是正措置を課さないという決定を行う事例が多く、今回調査した中でも 10 件以上の事例を確認した。他方、それら既往のためは是正措置を課さない事例についても制裁金は典型的には課している。
27	英国	競争・市場庁 (CMA)	Decision to accept commitments offered by Google in relation to its Privacy Sandbox Proposals-Case number 50972	単独行為	Chapter 2. (市場支配的地位の濫用)	2020 年 7 月公表の CMA による市場研究 (Market Study) によって Google の消費者プライバシーの取扱いに関する提案 (Privacy Sandbox 案) に係る競争的懸念がまず報告される。その後、ICO (Information Commissioner's Office) との協議、関係団体 (Movement for an Open Web Limited 等) からの Google の支配的地位の濫用についての訴え (Complaints) 及び 1998 年競争法第 35 条にもとづく暫定措置 (interim measures) の要求を経て、2021 年 1 月 7 日に CMA が調査を開始。(決定書パラ 2.1-2.4)  CMA は Privacy Sandbox 案のものに加えて、Google が同案を実施する前段階で同案を公表したことに対しても懸念を有していた。  2021 年 5 月 28 日に Google による初期確約案が提出され、修正等を経た後に 2022 年 2 月 11 日に最終的な確約内容が受理されたことで、調査が終了となった。  CMA の予備的見解では、主な関連製品市場は以下のとおりである。(i) ウェブユーザー及び出版社に対するウェブブラウザの供給、(ii) 広告主に対するディスプレイ広告の在庫の供給、(iii) 広告主に対する検索広告の在庫の供給、および (iv) 出版社と広告主に対するアドテック・サービスの供給に関する市場。	2022 年 2 月 11 日 (決定文)	Commitments	1998 年競争法第 31A 条に基づく本決定において、CMA は、本決定の Appendix 1A に記載されたとおり、Alphabet Inc.、Google UK Limited 及び Google LLC が 2022 年 2 月 4 日に提示した確約 (「最終確約」) を受諾する。(決定書パラ 1.1)  (Appendix 1A: <a href="https://assets.publishing.service.gov.uk/media/62052c6a8fa8f510a204374a/100222_Appendix_1A_Google_s_final_commitments.pdf">https://assets.publishing.service.gov.uk/media/62052c6a8fa8f510a204374a/100222_Appendix_1A_Google_s_final_commitments.pdf</a> )  確約は以下を含む。(プレスリリース <a href="https://www.gov.uk/government/news/cma-to-keep-close-eye-on-google-as-it-secures-final-privacy-sandbox-commitments">https://www.gov.uk/government/news/cma-to-keep-close-eye-on-google-as-it-secures-final-privacy-sandbox-commitments</a> ) - プライバシー・サンドボックス案の開発とテストに CMA と ICO が関与し、競争とプライバシーの両方を保護するために、消費者にとって効果的な結果を達成できるようにする。 - グーグルは、第三者との関わりやテスト結果の公表など、当初の提案よりも透明性の高いプロセスに取り組み、CMA や第三者が提起した問題への対処をグーグルに CMA が要求するオプションも用意する。 - グーグルは、CMA が競争に関する懸念に対処したと納得するまでは、第三者のクッキーを削除しない。CMA が競争に関する懸念に対処したと納得できない場合、CMA はさらなる措置 (調査の再開、暫定措置の適用、決定への移行) を取ることができる。 - サードパーティーのクッキーが削除されたときに競合他社よりも優位に立たないように、エコシステム内のデータ共有を制限する、及び広告サービスを自己優遇しない。 - 確約が効果的に監視され、グーグルがその義務を遵守するよう、CMA と連携するモニタリングトラスティが近日中に任命される予定。	CMA は以下の各点から Google の最終的な確約内容は競争的懸念に対応するものと判断している。(決定書パラ 1.11、一部抜粋) (a) CMA が調査中に特定した競争上の懸念に対処する方法でプライバシー・サンドボックス (PS) 案が開発されることを保証する明確な目的を確立する。 (b) PS 案の設計、実施、評価において考慮しなければならない基準を確立すること。 (c) PS 案の開発に関して、より高い透明性と第三者との協議を提供すること。これには、専用のマイクロサイトで Google の第三者 (Google's third-party stakeholders) と関わるための正式なプロセスを運営し、CMA に定期的に報告し、Google の主要な公開情報開示で CMA の役割に言及することなどが挙げられる。これにより、Google と第三者との情報の非対称性を克服できる。 (d) 確約の目的が達成されるよう、PS 案の開発に CMA が密接に関与すること。これには、定期的な会合と報告などが含まれる。これにより、PS 案の潜在的影響について CMA が特定した競争上の懸念に確実に対処し、PS 案の開発と実施における Google の意図に関する第三者の信頼の欠如に対処できる。 (e) Google が TPC の削除を進める前に、少なくとも 60 日の停止期間を設け、未解決の懸念が解決できない場合、CMA に調査を継続し、必要ならば暫定措置を講じる選択肢を与えること。これらの規定は、競争に関する懸念が実際に解決されたことを確認する CMA の能力を強化するものである。 (f) デジタル広告のターゲティング又は計測のために、特定のソースからのユーザーデータを組み合わせないという確約を含むこと。これらの規定は、PS 案の導入後、Google がユーザーを追跡する能力を高めたことから生じる競争的懸念に対処するものである。 (g) Google が自己優遇を行うような方法で PS 案を設計しないことに関する Google の特定の確約を含むこと。これらの規定は、グーグルのライバルに対する差別的可能性に関する上記の懸念に対処する。 (h) 報告とコンプライアンスに関する明確な規定を含み、CMA が承認したモニタリングトラスティを任命することを規定すること。	CMA の Privacy Sandbox 案に対する具体的な競争制限メカニズム (セオリー オブハーム) は以下のとおり。(決定書パラ 3.3) (a) ユーザートラッキングに関連する機能を第三者には制限する一方で、Google は同機能を保持することにより、英国における広告インベントリの供給市場及び英国におけるアドテック/ロジャーサービスの供給市場における競争を歪めること。 (b) 主要な機能を Chrome に移行することにより、自社の広告インベントリ及びアドテック/ロジャーサービスを自己優遇し、第三者が精査できない方法で Chrome を通じてデジタル広告市場の結果に影響を与える能力を Google に与え、利益相反を引き起こす。 (c) Chrome ウェブユーザーに対し、個人データをターゲティング及び広告配信目的で使用するか否か及びその方法について実質的に選択できないようにし、明白な支配的地位を悪用する。 また、Privacy Sandbox 案を事前に公表したことに対する具体的な競争的懸念は以下。(パラ 3.6) Google が同案を開発途中で発表したことにより、サードパーティーのクッキーが廃止された後に出版社やアドテックプロバイダーが利用できる具体的な代替策に関して、市場に不確実性が生じたことを懸念している。同発表は、Google が、発表から 2 年以内にサードパーティークッキーを非推奨とするなど関連分野の変更を、自社に有利かつライバルとの競争を制限する方法で進める決意があることを示した (又は期待させた)。
28	英国	競争・市場庁 (CMA)	Online sales ban in the golf equipment sector-Case 50230	共同行為	Chapter 1. (共同行為)	この決定により、CMA は、アカウントホルダー 1 (非公開) との間で Ping のゴルフクラブのオンライン販売を禁止する契約を締結し、アカウントホルダー 2 (非公開) との間で Ping のゴルフクラブのオンライン販売を禁止していた契約を締結することで、Ping が 1998 年競争法第 2 条第 1 項の禁止及び TFEU 第 101 条に違反したと結論付けている。各契約は英国内及び EU 加盟国間の競争の妨害、制限、歪曲を目的とし、英国内及び EC 加盟国間の貿易に影響を与えるか、与えていた可能性がある。本決定は、Ping のみを対象としている。本件では、CMA の手続規則 (CMA 規則) の第 10 規則 (2) を適用し、本決定を Ping のみに発出し、Ping との契約の相手方のいずれにも発出しないうこととした。侵害行為は、アカウントホルダー 1 との契約において (遅くとも 2012 年 7 月 30 日を起点とし) 継続中である。CMA は、1998 年競争法第 32 条に基づき、Ping に対し、継続中の侵害行為 (すなわち、アカウントホルダー 1 との契約に関して) を終了させ、侵害行為と同じ又は同等の競争制限を行わないよう指示を出すものである。(決定書 1.1-1.3 パラ)  CMA は関連市場を英国におけるゴルフクラブの供給市場と判断した (3.134、3.136 パラ)	2017 年 8 月 24 日 (決定文)	Directions	CMA は、Ping に以下の指示を与えた。 (a) Ping は、現在進行中の侵害行為を終了させなければならない。 (b) 侵害行為を繰り返さず、侵害行為と同一又は同等の競争制限を有する手段を採用しないこと。 (c) 本決定の (a) 及び (b) 項を損なわずに、Ping は本決定から 3 か月以内に以下を実施すること。 i. 侵害行為を停止させるために利用規約を修正し再発行する。 ii. Ping のアカウントホルダーに修正された利用規約を再発行する。 iii. 変更された利用規約を受け取った各アカウントホルダーに対して、(a) および (b) 項の指示に従うために Ping が取った、又は取る予定の行動を書面で説明すること。 iv. 上記 i-iii で言及されたコミュニケーションのコピーを、その日から 7 日以内に CMA に提供すること。 (d) CMA は、状況の変化によりこれらの指示が適切でなくなった場合、Ping に書面で通知することで、これらの指示を変更、置き換え又は撤回できる。その前に、CMA は Ping に意見陳述のための合理的な機会を与えること。 (e) Ping は、これらの指示が遵守されているか、される予定であるかを確認するため、又はこれらの指示が変更、置き換え若しくは撤回されるべきかを確認するために CMA が要求する情報を速やかに CMA に提供すること。  本指示は、事業者が競争法の遵守を自己評価するためのものであるため、Ping が利用規約をどう変更すべきかを明示していない。(決定書 5.8-5.9 パラ)	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	
29	英国	競争・市場庁 (CMA)	Investigation of the Atlantic Joint Business Agreement - Case number 50616	共同行為	Chapter 1. (共同行為)	CMA は、2018 年 10 月に大西洋共同事業協定 (以下「AJBA」) に関する調査を開始し、特に懸念があるロンドン〜米国都市 5 路線 (出発地/到着地別、エコノミークラス/その他クラス別) について優先的に調査してきている。CMA は、懸念される路線に関して、AJBA が競争の妨害、制限又は歪曲を意図的にしているという合理的な疑いを持ち続けている。(決定書 1.4.a、b パラ)	2020 年 9 月 17 日 (決定文)	Interim measures	CMA は、両当事者に対して以下の暫定措置を講じることを決定した。  a. 2010 年の確約に基づき締結され、2021 年夏期から最大 2 つの IATA 期にわたって配分を延長するために、IATA 夏期の開始前に失効する SRA (Slot Release Agreements) を、関連取引先の要請に基づき、同条件の新 SRA に交換すること。 b. CMA の暫定措置の指示に従い、既存の SRA と同条件の新 SRA を最大 2 期分提供し、その延長が受け入れられた場合は速やかに実行するよう取引先に書簡を送る。 c. 2022 年 IATA 夏期から最大 4 期、既存の SRA が適用されている発着枠を、2010 年の確約に記載された条件で、資格ある競合他社又は新規参入者に提供すること。 d. 上記 c で新規参入者がスロットを獲得できない場合、関連取引先の要請により、暫定措置の指示に従い、IATA 夏期 2021 年より前に締結された SRA の延長を行うこと。 e. 適格な競合他社又は新規参入航空会社に対し、2010 年の確約に記載された条件で、2021 年 IATA 夏期から最長 6 期、ロンドン〜ボストン線のスロットを追加で提供すること。 f. 関連取引先の要請により、2010 年確約に基づき締結された、2021 年 IATA 夏期から最大 6 期までの SPA (Special Prorate Agreements) を、同条件の SPA に変更すること。 g. 2010 年確約下で資格を得た航空会社に対し、2010 年確約の条件で SPA、FCA (Fare Combinability Agreements) 又は FPPA (FFPs via Agreements) を提供すること。 h. 暫定措置の指示に従い締結される全ての新しい協定に、迅速な紛争解決手続を含める。 i. 暫定措置の指示の実施を監督する監視受託者を任命する。 j. 暫定措置の指示を遵守しているかどうかを確認するために必要な情報を CMA に提供する。(決定書 7.13 パラ)	大西洋横断航空に対する COVID-19 の影響の範囲と期間については、かなりの不確実性が残り、その結果、CMA は、特定した競争上の懸念とそれに対処する目的で、1998 年競争法第 31 条 A に基づく確約を受け入れることを含め、CMA が取り得る措置が、パンデミックの競争状態への影響を適切に反映することに確信を持っていない。したがって、CMA は現在の状況において、提案された確約を受け入れることが適切であるとは考えていない。(決定書 1.4.d-f パラ) そのため、懸念されるルートにおける競争の維持という公共の利益を保護する目的で、暫定的に早急に行動を起こさなければ、「enforcement gap」(AJBA から生じる競争の懸念に対処するための救済措置が存在しない状況) が生じる。したがって、CMA は、本決定に示された理由により、本決定の添付文書に記載された暫定措置の指示を出すことを決定した。(決定書 1.4.g、i パラ)	
30	英国	競争・市場庁 (CMA)	Investigation of the Atlantic Joint Business Agreement - Case number 50616	共同行為	Chapter 1. (共同行為)	一件上 (29 番) の事例と同様。	2022 年 4 月 4 日 (決定文)	Interim measures	(一件上 (29 番) の事例の暫定措置の延長と一部追加暫定措置)  2022 年暫定措置は、本決定の公表日から有効となり、2024 年夏季と 25/26 年冬季の IATA 期間の延長により利用可能となる救済措置の運用を規定する。2020 年暫定措置は引き続き有効であり、23/24 年冬季 IATA 期の終了まで、これらの措置に従って与えられる救済措置の運用を規定する。(決定書 1.2 パラ)  CMA は、IAG (International Consolidated Airlines Group SA、特にブリティッシュエアウエイズとイベリア航空を含む) とアメリカン航空に要求する暫定措置を出すことを決定した。 a. IATA 期 (2024 年夏から 25/26 年冬まで) の間、CMA が指名する参入希望航空会社に暫定措置枠のスロット解放契約を提供すること。CMA は、2022 年暫定措置の指示で規定された入札プロセスに従って、どの航空会社を指名するかを 2023 年秋に決定する。 b. 第三者の航空会社に対して、暫定措置枠に関する特別料金協定、運賃組み合わせ協定、フリークエントフライヤー・プログラム協定を継続的に提供すること。 c. 2010 年の確約の下で資格を得た航空会社に対し、2010 年の確約に概説された条件で、SPA、FCA、FFPA を提供すること。 d. 暫定救済枠の保有者が同枠を放棄、運営停止、又は運営する権利を失った場合、本決定に規定された入札手続に従って CMA が指名した参入希望者に、IATA 期 25/26 冬の終了まで関連する暫定救済枠を提供する。 e. 2022 年措置の効果的な監視と遵守を実施する。 完全を期するため、CMA は、2022 年暫定措置に従って締結又は延長された全ての協定を引き続き監視する。(決定書 7.14、7.15 パラ)	2020 年暫定措置により、AJBA の航空会社と競合する航空会社は、懸念される 3 路線の 4 便の運航枠を保持しているか、付与されている。COVID-19 パンデミックの影響が続いており、十分な回復が 2020 年の予想よりも遅れているため、CMA は、2020 年暫定措置の下で利用可能になった是正措置は、さらに 2 年間有効であり続けるべきだと考えている。特に、2021 年には、旅客航空便の国別制限が続く (米英航空路線は 2021 年 11 月 8 日に再開したばかり)、2021 年と 2022 年の COVID-19 の新型変異株 (デルタ株とオミクロン株) は、旅行パターンに深刻な影響を与え、需要の減少につながった。さらに、2020 年 3 月以降、英国のスロット使用要件の免除が実施されている。これらにより、航空会社は、懸念されるルートを含む大西洋横断都市間で、減便又は一時的な運航停止をすることができた。(決定書 1.4.e-f パラ) このような前例のない状況の結果、CMA は、2020 年暫定措置が終了する 2024 年 3 月までに調査を完了することができない状況である。CMA は、調査を完了し、競争上の懸念に対処するためには、少なくとも 2 年の追加期間が必要であると考えており、予見可能な執行空白を避けるために、2020 年暫定措置は、更に 4 期 (2 年) 延長され、是正運航枠に関連して、2023 年秋に入札手続が行われる可能性があると決定した。(決定書 1.4.g-h パラ)	

事例 No.	国・地域	当局名	案件名	単独行為/共同行為の別	違反行為の類型	違反行為の概要	是正措置の時期	是正措置の類型	是正措置の概要	是正措置の趣旨	備考
31	韓国	韓国公正取引委員会 (KFTC)	Cases regarding abuse of market dominance by Google LLC, etc.	単独行為	Abuse of dominance	Googleのスマートデバイス用OSであるAndroidに対応した端末を製造する端末メーカーに対し、Googleが断片化防止契約（標準となるAndroidとの互換性のないAndroidデバイスやソフトウェアを流通させない義務）等の端末メーカーの製品開発・発売を制限する契約を強制し、Androidの競合OSの発展及び市場参入を妨害した。	2021年12月30日（決定文）	Penalty	1. Googleは、端末メーカーと Google Mobile Services(GMS)のライセンス契約を締結する際に、端末メーカーに以下の不当な条件を要求して、断片化の防止や互換性の確保を義務付けてはならない。ただし、Googleは、Googleモバイルサービス（GMS）を搭載した端末について、互換性定義書を満たす等、互換性のために必要な措置を講じることができる。 2. Googleは、端末メーカーとの間で Android プリアクセス権に関するライセンス契約を締結しており、端末メーカーとの間で、断片化防止義務や互換性確保義務を不合理な条件で課してはならない。ただし、Google Mobile Services（GMS）を搭載した端末については、互換性定義書を満たすなど、互換性のために必要な措置を講じることができる。 3. Googleは、この是正命令を受けた日から30日以内に、韓国公正取引委員会からこの是正命令を受けた旨及び断片化義務関連契約、Googleモバイルサービス（GMS）ライセンス契約又はAndroidプリアクセス契約に係るこの是正命令の内容の全部を提出しなければならない。また、ライセンス契約を締結している全ての端末メーカーに対して、14日以内に書面にて通知し、その結果を韓国公正取引委員会に提出しなければならない。 4. Googleは、断片化防止義務、Google Mobile Services（GMS）ライセンス契約又はAndroidプリアクセスライセンス契約に関連する端末メーカーとの既存の契約について、この是正命令を受領した日から90日以内にこの是正命令に従わなければならない。ただし、Googleと端末メーカーが合意した場合は、それぞれの当事者間における期間とし、最長で180日間を超えないものとする。 5. この是正命令に基づき、Googleは、この是正命令を受けた日から5年間、新規又は改定された契約書、Google Mobile Service（GMS）ライセンス契約書、Androidプリアクセスライセンス契約書を締結する際に、6ヶ月ごとに新規又は改定された契約書及び関連データを韓国公正取引委員会に提出しなければならない。データの提出方法および時期については、事前に韓国公正取引委員会と協議する必要がある。（決定書本文パラ1-5）	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	
32	韓国	韓国公正取引委員会 (KFTC)	Unfair collaboration among three bond appraisers in relation to the provision of preliminary evaluation reports on derivatives	共同行為	Unfair collusion	NICE P & I、KISプライシング、コリアアセットプライシングは、資本市場及び金融投資事業法第263条に従うものとする。 2011年12月22日、ソウル永登浦区汝矣島洞のカフェで会議を開き、当時無料で提供されていたデリバティブ事前評価報告書を有料化し、デリバティブ事前評価報告書の提供料金を1件あたり5万ウォンとすることに合意した。（決定書パラ12） デリバティブ事前評価報告書を有料化した場合、今後の消費者との市場評価契約において不利になるとの懸念から、上記合意は履行されなかったと判断される。（パラ13） NICE P & I、KISプライシング、コリアアセットプライシングがデリバティブ事前評価報告書の提供料金を共同して決定する行為は、公正取引法第19条第1項第1号の「事業者が価格を共同して決定し、維持し又は変更する行為」に該当すると判断する。（パラ22） NICE P & I、KISプライシング、コリアアセットプライシングの合意は、消費者に高い価格を強いることにより反競争的效果を生み出すことが明らかなハードコア・カルテルとして、国内のデリバティブ事前評価レポートサービス市場における競争を実質的に制限する行為に該当すると考えられる。（パラ24）	2016年5月19日（決定文）	Corrective Order	1. NICE P & I、KISプライシング、コリアアセットプライシングは、デリバティブ事前評価報告書作成サービス市場において、デリバティブ事前評価報告書作成サービスに関するサービス提供コストを共同で決定することによる不正競争行為を再び行ってはならない。（決定書本文パラ1） 2. 市場を通じての情報収集以外に、競合他社と直接接したり、有線・無線その他の方法で市場における未公表の情報を交換してはならない。（決定書本文パラ2）	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	
33	韓国	韓国公正取引委員会 (KFTC)	A case regarding abuse of market dominance by Korean Reinsurance Co., Ltd.	単独行為	Abuse of dominance	韓国再保険株式会社は再保険業を営むもので公正取引法の適用を受ける。 1999年4月1日から審査終了日までの間、韓国国内航空損害保険市場に進出する全ての損害保険会社との間で韓国再保険株式会社は「航空保険再保険及び再々保険に関する特約」を締結した。（決定書パラ46、49） この特約は、韓国再保険株式会社と個々の損害保険会社との間で締結される契約であるため、それ自体に拘束力が認められている。しかし、特約に無断で違反するようなケースがあるたびに、韓国再保険株式会社は、国内再保険市場における支配的再保険者としての地位を利用して、様々な方法で損害保険会社に対する制裁やペナルティを行おうとしていたのである。このような韓国再保険株式会社の行為により、国内損害保険会社は、本件特約制度に更に拘束されることを余儀なくされた。（パラ69） 一般に、特約再保険は一定期間契約の範囲内で排他的であっても、市場支配力を維持・強化する意図・目的を有するとは考えられない。しかし、韓国再保険株式会社は、通常の特約再保険と異なり、本件特約を国内航空保険市場全体を対象とする特約制度として運用することにより、料率競争を制限し、自らの料率主導権を維持・強化しようとした。市場参入を阻止する意図から、競合する事業者を自社の特約対象に追加し、市場支配力を維持しようとした。（パラ114）	2019年3月19日（決定文）	Penalty	1. 韓国再保険株式会社は、国内損害保険会社に対して国内航空保険特約再保険の担保を提供するにあたり、次のような方法で不当に競争相手を排除してはならない。 A. 国内損害保険会社に対し、特定の料率を用いることを条件に再保険を認める行為。 B. 国内損害保険会社が、保有する超過分を全て自社にのみ提示することを条件に、再保険を認める行為。 2. 国内損害保険会社と外国再保険会社を媒介するブローカー及び国内損害保険会社と直接取引を希望する外国再保険会社の取引に再び干渉してはならない。 3. 韓国再保険株式会社は、国内損害保険会社との間で航空保険一般再保険契約及び再保険特約を同時又は個別に締結する際に、各社の保有限度額を一つの表として収集等し、保有限度額の合計と合わせて一定の計算式により判断する行為を再び行ってはならない。 4. 韓国再保険株式会社は、国内損害保険会社が国内航空一般保険を引き受けようとする場合、純保険料率の提示を拒んでならない。 5. 韓国再保険株式会社は、この是正命令を受けた日から60日以内に、以下の内容を考慮して、国内損害保険会社と個別に交渉し、本件特約を再締結するものとする。 A. 国内損害保険会社は、国内一般航空保険の引受に際し、韓国再保険株式会社から優先的に直接保険料率を取得する義務はなく、両者間で直接保険料率に関する合意が成立しない場合は、特約の適用対象外とすることを明記すること。 B. 両者間の個別協議により、特約の適用範囲を改めて設定すること 6. 韓国再保険株式会社は、この是正命令を受けた日から3年間、国内一般航空保険の再保険及び再々保険（韓国再保険株式会社の国内一般航空保険に係る海外保障の特約を含む）の取引状況について韓国公正取引委員会に報告すること。なお、報告の内容及び時期については、事前に協議するものとする。 7. 韓国再保険株式会社は、違約金7,865,000,000ウォンを国庫に納付しなければならない。（決定書本文パラ1-7）	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	
34	韓国	韓国公正取引委員会 (KFTC)	Cases regarding abuse of market dominance by Gaztransport et Technigas	単独行為	Abuse of dominance	Gaztransport et Technigas S.A.（以下、「GTT」という）は、1）フランス国内及び韓国領内において液化天然ガス（以下、「LNG」という）の貨物室を提供するとともに、2）造船業者に技術ライセンスを提供し、対価としてロイヤリティを徴収している。（決定書パラ1） 違反行為1：メンブレンLNGカーゴエンジニアリングサービスとLNGカーゴ技術ライセンスの紐付け GTTは、LNG貨物倉技術ライセンスに基づき、LNG貨物倉エンジニアリングサービスを別途提供しながら、造船所からの個別のエンジニアリングサービスの要請を拒否することにより、相手方にエンジニアリングサービスを購入させ、相手方のエンジニアリングサービスの選択権を不当に侵害し、相手方が希望するサービスを利用する機会を事前に阻害している。 これは膜式LNG貨物倉エンジニアリングサービス市場の競争を制限し、新規事業者の参入を困難にしている。（パラ125、138） 違反行為2：特許紛争時の契約解除条項の設定 TALA（Technical Assistance and License Agreement）において、GTTが保有する特許権の有効性を造船業者が争った場合、ライセンス契約の解除を書面で通知するというGTTの規定は、相手方に不利な取引条件を設定する行為に該当する。（パラ183）	2020年12月2日（決定文）	Penalty	1. GTTは、韓国を拠点とする造船業者に対するLNG貨物技術ライセンスにエンジニアリングサービスを抱き合わせ、他の事業者の事業活動を阻害してはならない。 2. 造船所がGTTとの既存の技術ライセンス及びエンジニアリングサービス提供契約を変更する意向を示した場合、GTTは、造船所が同サービスを購入するか否かを選択できるような関連事項を修正しなければならない。 3. 上記2.に従い、造船所から契約修正を依頼された場合、GTTは以下の手順に従わなければならない。 A. GTTは、上記2.の是正命令に従った技術ライセンス及びエンジニアリングサービス契約書を、造船所からの書面による要請を受けた日から60日以内（ただし、両者の合意がある場合）に送付する。 B. 技術ライセンス及びエンジニアリングサービスの条件についてGTTと造船業者との間で最終的な合意に至らず、当事者のいずれかが書面で交渉の終了を通知した場合、GTTはその通知を受けた日から60日以内に造船業者と協議し、国際商業会議所等の独立した第三者、又は裁判所に判断を仰がなければならない。第三者の場合、この独立した第三者が決定した契約条件を受け入れなければならない。 4. 造船業者との技術ライセンス契約の締結に際し、GTTは、取引上の立場を利用して、相手方がGTTの特許権の有効性を争った場合にライセンス契約を解除できるような取引条件を設定し、維持してはならない。 5. GTTは、この是正命令を受けた日から60日以内に、上記4.の取引条件に関連する取引の相手方との<別表1>（略）に掲げる契約条件を修正・削除し、その結果を韓国公正取引委員会に提出しなければならない。 6. GTTは、この是正命令を受けた日から30日以内に、現在GTTと契約を締結している造船所に対し、<別表2>（略）の文面のとおり、「独占規制及び公正取引法」違反で上記1から5までの韓国公正取引委員会の是正命令を受けたことを書面により通知しなければならない。 7. GTTは違約金12,528,000,000ウォンを納付しなければならない。（決定書本文パラ1-7）	「是正措置の内容」記載以外の記述は特になし。	
35	韓国	韓国公正取引委員会 (KFTC)	A case concerning unfair joint actions by 6 business operators in relation to the supply of oil for the US military in Korea	共同行為	Unfair collusion	SKエナジー株式会社、GSカルテックス株式会社、現代オイルバンク株式会社、Sオイル株式会社、韓進株式会社、捷新韓株式会社（以下「SKエナジーら」という。）は、在韓米軍向けの石油供給入札において、事前に数量を配分し、配達地域別に落札者と入札価格を決定している。（決定書パラ1） SKエナジーとGSカルテックスは実名で入札に参加し、独自に石油を供給・輸送していた。ただし、単独での輸送が困難な一部の配達先については、他の運送会社を通じて供給していた。（パラ21） 一方、韓進と捷新韓は、自前で石油を生産・供給する能力がなかったため、それぞれSオイルと現代オイルバンクを石油供給会社として入札に参加した。（パラ22） SKエナジーらは、在韓米軍の石油供給の入札において、石油供給担当者と直接会談を行い、入札価格、落札予定者、供給数量及びこれらの意向の合計を予め決定する合意をしたが、これは公正取引法第19条第1項第3号、第4号及び第8号の合意に該当する。（パラ92） SKエナジーらは、共同行為により落札予定者及び入札価格を事前に決定することで、本件入札市場における在韓米軍の石油供給市場の競争を直接的に制限していたものである。（パラ97）	2021年1月26日（決定文）	Corrective Order	1. SKエナジー、GSカルテックス、現代オイルバンク、Sオイル、韓進及び捷新韓は、在韓米軍向け石油供給の入札において事前に数量を配分し、納入地域ごとに落札者と入札価格の合意を改めて行うことで不当に競争を制限してはならない。（決定書本文パラ1） 2. 今後、上記1.と同様の行為を防止するため、SKエナジー、GSカルテックス、現代オイルバンク、Sオイル、韓進及び捷新韓は、今後3年間、韓国公正取引委員会と教育日程、教育方法、教育内容、時間、場所などを協議して独占規制及び公正取引に関する教育を2時間以上実施しなければならない。教育内容、教育日程、教育方法、教育内容、時間、場所、教育対象者などは、事前に韓国公正取引委員会と協議し、この是正命令を受けた日から3ヶ月以内に初回教育を実施しなければならない。（決定書本文パラ2）	今後、SKエナジーらが本件共同行為と同一又は類似の行為を繰り返さないよう、公正取引法第21条に基づき、今後の行為禁止命令及び教育命令を課するものである。（パラ107）	

事例 No.	国・地域	当局名	案件名	単独行為/共同行為の別	違反行為の種類	違反行為の概要	是正措置の時期	是正措置の種類	是正措置の概要	是正措置の趣旨	備考
36	韓国	韓国公正取引委員会 (KFTC)	Concerning the prohibited acts of business groups of the Jangheung District of Jeollanam-do, the Construction Machinery Individual Joint Entrepreneurs Association	共同行為	Prohibited act of the business group	建設機械個人共同事業者協会（以下「協会」という。）の各構成事業者は、自らの事業戦略、経営、市場環境等を勘案し、自律的に掘削機レンタル価格を決定することができるべきである。（決定書パラ20） それにもかかわらず、協会が価格競争を避けるために掘削機のレンタル価格を決定した。チャンファン地区における掘削機レンタル事業者の過半数（51%）が協会の構成事業者であったといえる。掘削機の性質上、他の掘削機に置き換えることは困難であるから、チャンファン郡の掘削機レンタル市場における価格競争が制限され、不当に競争が制限された。（パラ21） その他にも、構成事業者へ掘削機の配分を制限したり、構成事業者のビジネスに不当に介入・制限するなどして、不当に競争が制限された。（パラ23-51）	2022年5月2日（決定文）	Penalty	1.協会はチャンファン郡における掘削機レンタル市場において、構成事業者が自ら決定すべきレンタル価格を決定するとともに、レンタル価格表を作成し施工業者に配布するなど、不正競争行為を行ってはいない。 2.協会はチャンファン郡における掘削機レンタル市場において、低廉なレンタル価格を要求し、一人の事業者が同じ現場に複数の掘削機を設置することを制限するなど、不正競争行為と同一又は類似の行為を繰り返してはならない。 3.協会はチャンファン地域の建設現場で働く非構成事業者に対して会員登録を促し、これに従わない場合は現場から撤退するよう促したり、チャンファン地域の建設現場の管理者に非構成事業者の掘削機を使用しないよう求めたりする。チャンファン郡地域の掘削機レンタル市場において、自ら設定した1日の掘削機作業時間を遵守しない場合に要請や抗議を行い、他の事業者の事業活動を妨害することにより、同一又は類似の不正競争行為を二度と行ってはならない。 4.協会は、掘削機の非構成事業者との共同運行を禁止し、又は掘削機の1日の労働時間を制限することにより、掘削機の事業内容又は活動を不当に制限する行為と同一又は類似の行為を繰り返してはならない。 5.協会は、違約金4,000,000ウォンを国庫に納付しなければならない。（決定書本文パラ1~5）	協会が本件と同一又は類似の行為を繰り返すおそれがあるため、公正取引法第27条の規定に基づき、禁止命令を発する。（決定書パラ53）	